

昭和二十三年運輸省令第二十九号

港則法施行規則

港則法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則（第一条—第二十一条の二）

第二章 各則

第一節 釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四）

第一節の二 江名港及び中之作港（第二十一条の二）

第一節の三 鹿島港（第二十三条・第二十三条の二）

第一節の四 千葉港（第二十四条）

第二節 京浜港（第二十五条—第二十九条）

第二節の二 名古屋港（第二十九条の二・第二十九条の三）

第二節の三 四日市港（第二十九条の四・第二十九条の五）

第三節 阪神港（第三十条—第三十三条）

第三節の二 水島港（第三十三条の二）

第四節 尾道糸崎港（第三十四条）

第五節 広島港（第三十五条）

第六節 関門港（第三十六条—第四十一条）

第七節 高松港（第四十二条）

第八節 高知港（第四十三条）

第九節 博多港（第四十四条）

第十節 長崎港（第四十五条）

第十一節 佐世保港（第四十六条）

第十二節 細島港（第四十七条・第四十八条）

第十三節 那覇港（第四十九条・第五十条）

附則

第一章 通則

（入出港の届出）

第一条 港則法（昭和二十三年法律第七十四号。以下「法」という。）第四条の規定による届出は、次の区分により行わなければならない。

一 特定港に入港したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入港届を提出しなければならない。

イ 船舶の信号符号（信号符号を有しない船舶にあつては、船舶番号。次号において同じ。）、名称、種類及び国籍

ロ 船舶の総トン数

ハ 船長の氏名並びに船舶の代理人の氏名又は名称及び住所

二 直前の寄港地

ホ 入港の日時及び停泊場所

ヘ 積載貨物の種類

ト 乗組員の数及び旅客の数

ニ 特定港を出港しようとするときは、次に掲げる事項を記載した出港届を提出しなければならない。

イ 船舶の信号符号及び名称

ロ 出港の日時及び次の仕向港

ハ 前号イからハまでに掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）のうち同号の入港届を提出した後に変更があつた事項

2 特定港に入港した場合において出港の日時があらかじめ定まっているときは、前項の届出に代えて、同項第一号及び第二号ロに掲げる事項を記載した入出港届を提出してもよい。

3 前項の入出港届を提出した後において、出港の日時に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を届けなければならない。

4 特定港内に運航又は操業の本拠を有し、当該港内における停泊場所及び一月間の入出港の日時があらかじめ定まっている場合において、漁船とて使用されるるときは、前三項の届出に代えて、当該一月間について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出してもよい。ただし、当該書面を提出した場合において、当該期間が終了したときは、遅滞なく、当該期間の入出港の実績を記載した書面を提出しなければならない。

一 第一項第一号イ及びロに掲げる事項

二 船舶所有者（船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者）の氏名又は名称及び住所

三 航行経路及び当該港内における停泊場所

四 予定する一月間の入出港の日時

5 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港をしようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。

第二条 次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

一 総トン数二十トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもって運転する船舶

二 平水区域を航行区域とする船舶

三 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの

イ 一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第三項に規定する船舶運航計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時事に関する部分を記載した書面

ロ 特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第十九条の三第二項の規定により準用される同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時事に関する部分を記載した書面

（港区）

第三条 法第五条第一項の規定による特定港内の区域及びこれに停泊すべき船舶は、別表第一のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の区域については、別表第一の港の名称の区分の欄ごとに、それぞれ同表の港区の欄及び境界の欄に掲げるとおりとする。

（びょう地の指定）

第四条 法第五条第二項の国土交通省令の定める船舶は、総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。）とする。

2 港長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する船舶以外の船舶に対してもびょう地の指定をすることができる。

3 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定港は、京浜港、阪神港及び関門港とする。

4 法第五条第五項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百

トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

一 係留の用に供する係留施設の名称

二 係留の用に供する時期又は期間

三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水

四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

5 特定港の係留施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する船舶の係留の用に供するときは、前項の届出をすることを要しない。

一 第一条第四項の規定により、同項本文の書面を港長に提出している船舶

二 第二条第三号の規定により、同号の書面（港長の指示する入港実績報告書を除く。）を港長に提出している船舶

第五条 港長は、係留施設の使用に関する私設信号の許可をしたときは、これを海上保安庁長官に速やかに報告しなければならない。

2 びょう地の指定その他港内における船舶交通の安全の確保に関する船舶と港長との間の無線通信による連絡についての必要な事項は、海上保安庁長官が定める。

3 海上保安庁長官は、第一項の報告を受けたとき及び前項の連絡についての必要な事項を定めるときは、これを告示しなければならない。

（停泊の制限）

第六条 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびょう泊又は停留してはならない。

一 ふ頭、棧橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近

二 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入口付近

第七条 港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、適当な予備びょうを投下する準備をしなければならない。この場合において汽船は、更に蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備をしなければならない。

（航路）

第八条 法第十一条の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の航路については、別表第二の上欄に

掲げる港の名称の区分ごとに、それぞれ同表の欄に掲げるとおりとする。

第八条の二 法第十四条の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路	合
仙台塩釜港航路	視程が五百メートル以下の状態で、総トン数五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
関門航路	次の各号のいずれかに該当する場合
一 視程が五百メートル以下の状態である場合	
二 早瀬瀬戸において潮流を遡って航路を航行する船舶が潮流の速度に四ノットを加えた速力（対水速力をいう。以下この表及び第三十八条において同じ。）以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合	
視程が五百メートル以下の状態である場合	
関門第二航路	
砂津航路	
戸畑航路	
若松航路	
奥洞海路	
航路	
安瀬航路	

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第八条の四 法第十八条第三項の国土交通省令で定める様式の標識は、国際信号旗数字旗1とする。

（えい）航の制限

第九条 船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは二百メートルを超えてはならない。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

（縫航の制限）

第十条 帆船は、特定港の航路内を縫航してはならない。

（進路の表示）

第十一条 船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を動作させていない場合においては、この限りではない。

2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

第十二条 法第二十条第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十号）第二条第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。（許可の申請）

第十三条 法第二十一条ただし書の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を記載した申請書によりしなければならない。

第十四条 法第二十二条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

2 法第二十二條第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

第十五条 法第二十八条（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十七条 法第三十二条の規定による許可の申請は、行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

第十八条 法第三十四条第一項の規定による許可の申請は、貨物の種類及び数量、目的、方法、期間及び場所又は区域若しくは区間を記載した申請書によりしなければならない。

第十九条 港長は、前六条に定める許可の申請について、特に必要があると認めるときは、各本条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。第十五条及び第十六条の場合において第二十条の九に規定する管区海上保安本部の事務所の長についても、同様とする。（進水等の届出）

第二十条 法第三十三条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十八条第一項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十五条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

2 法第三十八条第四項の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 千葉港 千葉航路及び市原航路

二 京浜港 東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路

3 名古屋港 東水路、西水路及び北水路

法第三十八條第四項の規定により同条第二項に規定する船舶の運航に關し指示することができする事項は、次に掲げる事項とする。

一 水路を航行する予定時刻を変更すること。

二 船舶局のある船舶にあつては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間における海上保安庁との連絡を保持すること。

三 当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。

四 前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に關し必要と認められる事項に關すること。

（港長による情報の提供）

第二十条の三 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第四十一条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあること認められる場合における、当該交通方法に關する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に關する情報

三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に關する情報

四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に關する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(情報の聴取が困難な場合)
第二十條の四 法第四十一條第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(航法の遵守及び危険の防止のための通告)

第二十條の五 法第四十二條第一項の規定による通告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供)
第二十條の六 法第四十三條第一項の国土交通省令で定める区域は、別表第六のとおりとする。

2 法第四十三條第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第四十三條第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報
- 二 異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報
- 三 異常気象等時特定船舶の周辺にびよう泊をしている他の異常気象等時特定船舶のびよう泊の異状の発生又は発生のおそれに関する情報
- 四 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(異常気象等時特定船舶において情報の聴取が困難な場合)
第二十條の七 法第四十三條第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための通告)
第二十條の八 法第四十四條第一項の規定による通告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(法第四十五條に規定する管区海上保安本部の事務所)
第二十條の九 法第四十五條に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第百八十八條に規定する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。

(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の海上保安庁長官による情報の提供)
第二十條の十 法第四十七條第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

2 法第四十七條第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 非常災害の発生状況に関する情報
- 二 船舶交通の制限の実施に関する情報
- 三 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、指定港内船舶(法第四十七條第一項で規定する船舶をいう。以下この項において同じ。)の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 四 指定港内船舶が、船舶のびよう泊により著しく混雑する海域、水深が著しく浅い海域その他の指定港内船舶が航行の安全を確保することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報

(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の聴取が困難な場合)
第二十條の十一 法第四十七條第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている場合

安庁長官の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。
法第四十六條の規定による海上保安庁長官の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができる。

3 管区海上保安本部長は、法第四十七條第一項及び法第四十八條第二項の規定による職権を東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

(適用除外等)
第二十一條 あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第一條及び第四條第四項の届出をすることを要しない。

2 あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九條第一項、第二十一條の四、第二十七條、第二十七條の二第四項、第二十七條の三第二項及び第三項、第三十條、第三十一條、第三十四條、第三十七條並びに第四十七條の規定は、適用しない。

第二十一條の二 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)第九号様式備考1 括弧書の船舶に関する第四條第一項及び第四項、第八條の二、第二十七條の二第二項、第二十七條の三第二項、第二十九條第三項、第三十八條第一項第六号、第四十三條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第三項、第五十條第一項並びに別表第一(帆船に係る規定を除く。)、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。

第二章 各則

第一節 釧路港

(びよう泊等の制限)
第二十一條の三 船舶は、西区東防波堤、同防波堤南端から釧路港西区南防波堤東燈台(北緯四十二度五十九分二十一秒東経百四十四度二十分三十秒)まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西燈台(北緯四十二度五十九分十九秒東経百四十四度四十二分)から西区西防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。

二 運搬の自由を失ったとき。

三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

法第三十一條の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(えい航の制限)
第二十一條の四 釧路港東第一区において、船舶が他の船舶その他の物件を引くときは、第九條第一項の規定にかかわらず、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは百メートル、被えい物件の幅は十五メートルを超えてはならない。

第一節の二 江名港及び中之作港

(特定航法)
第二十二條 汽船が江名港又は中之作港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、出航する汽船は、防波堤の内に入航する汽船の進路を避けなければならない。

第一節の三 鹿島港

(びよう泊等の制限)
第二十三條 船舶は、深芝公共岸壁北東端(北緯三十五度五十五分三十三秒東経百四十四度四十二分)から二百四十七度四百三十三メートルの地点(以下この条において「A地点」という。)から五十五度九百メートルの地点まで引いた線、同地点から三十五度八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十三度三十分二百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十三度三十分四百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から八百八十三度三十分二千五百十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十五度九百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百三十五度五百六十メートルの地点まで引いた線及び同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面(次条及び別表第四において「鹿島水路」という。)においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。

二 運搬の自由を失ったとき。

三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四 法第三十一條の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航行に関する注意)

第二十三條の二 長さ百九十メートル(油送船(原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十三度未満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは

爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していないものに限る。以下同じ。）にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、鹿島水路を航行して鹿島港に入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第一節の四 千葉港

（航行に関する注意）

第二十四条 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、千葉水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

第二節 京浜港

（停泊の制限）

第二十五条 京浜港において、はしけを他の船舶の船側に係留するときは、次の制限に従わなければならない。

一 東京第一区においては、一縦列を超えないこと。

二 東京第二区並びに横浜第一区、第二区及び第三区においては、三縦列を超えないこと。

三 川崎第一区及び横浜第四区においては、二縦列を超えないこと。

（びよう泊等の制限）

第二十六条 船舶は、川崎第一区及び横浜第四区においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。

二 運転の自由を失つたとき。

三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

（えい航の制限）

第二十七条 船舶は、京浜港において、汽艇等を引くときは、第九條第一項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

一 東京区河川運河水面（第一区内の隅田川水面並びに荒川及び中川放水水路水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百五十メートルを超えないこと。

二 川崎第一区及び横浜第四区において貨物等を積載した汽艇等を引くときは、午前七時から日没までの間は、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが百五十メートルを超えないこと。

（特定航法）

第二十七条の二 船舶は、東京西航路において、周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を追い越すことができる。

一 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。

二 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

2 前項の規定により汽船が他の船舶の右舷側を航行して追い越そうとするときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回に引き続いて短音一回を、その左舷側を航行して追い越そうとするときは、長音一回に引き続いて短音二回を吹き鳴らさなければならない。

3 前項の規定は、東京第一区及び東京区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

4 総トン数五百トン以上の船舶は、十三号地その二東端から中央防波堤内側内貿頭岸壁北端（北緯三十五度三十六分二十五秒東経百三十九度四十七分五十五秒）まで引いた線を超えて十三号地その二南東側海面を西行してはならない。

第二十七条の三 船舶は、川崎第一区及び横浜第四区においては、他の船舶を追い越してはならない。ただし、前条第一項中「東京西航路」とあるのを「川崎第一区及び横浜第四区」と読み替えて適用した場合に同項各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

2 総トン数五百トン以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはならない。

3 総トン数千トン以上の船舶は、塩浜信号所から百五十二度東扇島まで引いた線を超えて京浜運河を西行してはならない。

4 総トン数千トン以上の船舶は、京浜運河において、午前六時三十分から午前九時までの間は、船首を回転してはならない。

（航行に関する注意）

第二十八条 京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前百五十メートルの地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音一回を吹き鳴らさなければならない。

第二十九条 総トン数五千トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第一区又は横浜第四区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前水面又は東扇島二十六号岸壁前水面域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならない。

2 長さ百五十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、東京東航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

（特定航法）

第二十九条の二 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、東航路、西航路（西航路北側線西側屈曲点から百三十五度引いた線の両側それぞれ五百メートル以内の部分を除く。）及び北航路において、船舶（同条第二項を準用する場合にあつては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

（特定航法）

2 船舶が第一項に規定する航路の部分に航行しているときは、その付近にある他の船舶は、航

3 長さ三百メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

4 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動するときを除く。若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

5 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八條第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

6 第二項から前項までの事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第二節の二 名古屋港

（特定航法）

第二十九条の二 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、東航路、西航路（西航路北側線西側屈曲点から百三十五度引いた線の両側それぞれ五百メートル以内の部分を除く。）及び北航路において、船舶（同条第二項を準用する場合にあつては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

2 船舶が第一項に規定する航路の部分に航行しているときは、その付近にある他の船舶は、航

路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横切つて航行してはならない。
3 総トン数五百トン未満の船舶は、東航路、西航路及び北航路においては、航路の右側を航行しなければならぬ。

4 東航路を航行する船舶と西航路又は北航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、西航路又は北航路を航行する船舶は、東航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。
5 西航路を航行する船舶（西航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）と北航路を航行する船舶（北航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）とが東航路において出会うおそれのある場合は、西航路を航行する船舶は、北航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の三 長さ二百七十メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、高潮防波堤東信号所から二百十二度三十分三十八度四十分の地点から二百二十三度三十分三十分の地点と東航路西側線屈曲点から二百二十三度三十分の地点との間の航路（以下この項及び別表第四において「東水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一 西水路（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三十五度三十四分秒東経百三十六度四十分八分六秒）から二百二十九度二百四十分の地点から二百二十八度引いた線と西航

路北側線西側屈曲点から百三十五度引いた線との間の同航路をいう。別表第四において同じ。）
二 北水路（金城信号所から百七十五度三十分七十五メートルの地点から百二十三度三十分引いた線以北の北航路をいう。別表第四において同じ。）

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
第二節の三 四日市港

(特定航法)

第二十九条の四 四日市港において、第一航路を航行する船舶と午起航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、午起航路を航行する船舶は、第一航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。
2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第三節 阪神港

(停泊の制限)

第三十条 船舶は、阪神港大阪区河川運河水面（大阪北港北灯台（北緯三十四度四十分二十四秒東経百三十五度二十四分九秒）から百三十三度七十分の地点から九十九度引いた線、天保山記念碑と桜島入堀西岸南端とを結んだ線、第三突堤第八号岸壁東端（北緯三十四度三十八分五十一秒東経百三十五度二十六分六秒）から百二十二度三十分引いた線、木津川口両突堤を結んだ線及び木津川運河西口両突堤を結んだ線からそれぞれ上流の港域内の河川及び運河水面をいう。以下同じ。）において、両岸から河川幅又は運河幅の四分の一以内の水域に停泊し、又は係留しなければならない。

2 阪神港神戸区防波堤内において、はしけを岸壁、棧橋又は突堤に係留中の船舶の船側に係留するときには三縦列を、その他の船舶の船側に係留するときには三縦列を超えてはならない。（えい航の制限）

第三十一条 船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、第九条第一項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。
一 阪神港大阪区河川運河水面（木津川運河水面を除く。）においては、引船の船首から最長の汽艇等の船尾までの長さが百二十メートルを超えないこと。
二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが八十メートルを超えないこと。

(特定航法)

第三十二条 第二十七条の二第二項の規定は、阪神港大阪区河川運河水面において、汽船が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。
(航行に関する注意)

第三十三条 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面（以下この項及び別表第四において「南港水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一 大阪南港北防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十三秒東経百三十五度三十三分四十八秒）から百三十三度五十七メートルの地点
二 大阪南港北防波堤灯台から二百三十三度七十分の地点
三 大阪南港北防波堤灯台から二百九十八度三十分五十二メートルの地点
四 大阪南港北防波堤灯台から百四十一度六十分六十分の地点
五 大阪南港北防波堤灯台から二百四度三百八十メートルの地点
六 大阪南港北防波堤灯台から二百六十九度三十分六十二メートルの地点

2 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十分の地点から二十九度引いた線以東の堺航路（以下この項及び別表第四において「堺水路」という。）を航行して堺北第二区若しくは堺北第三区に入航し、又は堺北第二区若しくは堺北第三区を出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十分二百七十五メートルの地点から百八十一度引いた線以東の浜寺航路（以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数四万トン（油送船にあつては、千トン）以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 前各項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。
第三節の二 水島港

(航行に関する注意)
第三十三条の二 長さ二百メートル以上の船舶は、港内航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするとき

に達する予定時刻とし、出航しようとするとき

あつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第四節 尾道糸崎港

(停泊の制限)

第三十四条 尾道糸崎港第三区においては、船舶を岸壁又は桟橋に係留中の船舶の船側に係留してはならない。

第五節 広島港

(特定航法)

第三十五条 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、航路において、船舶(同条第二項を準用する場合にあつては、汽船)が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

第六節 関門港

(びよう泊の方法)

第三十六条 港長は、必要があると認めるときは、関門港内にびよう泊する船舶に対し、及びよう泊を命ずることが出来る。

(えい航の制限)

第三十七条 船舶は、関門航路において、汽艇等を引くときは、第九条第一項の規定によるほか、一縦列にしなければならぬ。

(特定航法)

第三十八条 船舶は、関門港においては、次の航法によらなければならない。

一 関門航路及び関門第二航路を航行する汽船は、できる限り、航路の右側を航行すること。

二 田野浦区から関門航路によるうとする汽船は、門司埼灯台(北緯三十三度五十七分四十四秒東経百三十三度五十七分四十七秒)から六十七度千九百八十メートルの地点から三百二十一度三十分引いた線以東の航路から入航すること。

三 早瀬瀬戸を西行しようとする総トン数百ト未満の汽船は、前二号に規定する航法によらないことができる。この場合においては、できるだけ門司埼に近寄つて航行し、他の船舶に行き会つたときは、右舷を相対して航過すること。

四 第一号の規定により早瀬瀬戸を東行する汽船は、前号の規定により同瀬戸を航行する汽船を常に右舷に見て航過すること。

五 潮流を遡り早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度に四ノットを加えた速力以上の速力を保つこと。

六 若松航路及び奥洞海航路においては、総トン数五百トン以上の船舶は航路の中央部を、その他の船舶は、航路の右側を航行すること。

七 関門航路を航行する船舶と砂津航路、戸畑航路、若松航路又は関門第二航路(以下この号において「砂津航路等」という。)を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、砂津航路等を航行する船舶は、関門航路を航行する船舶の進路を避けること。

八 関門第二航路を航行する船舶と安瀬航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、安瀬航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

九 関門第二航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、関門第二航路を航行する船舶の進路を避けること。

十 戸畑航路を航行する船舶と若松航路を航行する船舶とが関門航路において出会うおそれのある場合は、若松航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する船舶の進路を避けること。

十一 若松航路を航行する船舶と奥洞海航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、奥洞海航路を航行する船舶は、若松航路を航行する船舶の進路を避けること。

十二 第二十七条の二第一項及び第二項の規定は、関門航路(関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所(北緯三十三度五十八分六秒東経百三十三度五十七分四十一秒)から百三十度引いた線との間の関門航路(第四十条第一項及び別表第四において「早瀬瀬戸水路」という。)を除く。)において、船舶(第二十七条の二第二項を準用する場合にあつては、汽船)が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。

第三十九条 汽艇等その他の物件を引いている船舶は、若松航路のうち、若松港口信号所から百十度三十分千九百九十五メートルの地点から百六十四度引いた線と同信号所から二百二十三度千八百三十五メートルの地点から三百一十一度三十分引いた線との間の航路を横断してはならない。

(航行に関する注意)

第四十条 総トン数一万吨(油送船にあつては、三千トン)以上の船舶は、早瀬瀬戸水路を航行しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、早瀬瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。)を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度引いた線以西の若松航路(以下この項及び別表第四において「若松水路」という。)を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

(縫航の制限)

第四十一条 帆船は、門司区、下関区、西山区及び若松区を縫航してはならない。

第七節 高松港

(びよう泊等の制限)

第四十二条 船舶は、朝日町防波堤、高松港朝日町防波堤灯台(北緯三十四度二十一分三十八秒東経百三十四度三十三分三十二秒)から高松港玉藻防波堤灯台(北緯三十四度二十一分四十一秒東経百三十四度三十三分三十二秒)まで引いた線、玉藻地区玉藻防波堤、北浜町北東端から三十七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失つたとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
四 法第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

第八節 高知港

(航行に関する注意)

第四十三条 総トン数千トン(油送船にあつては、五百トン)以上の船舶は、高知港御豊瀬灯台(北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒)から九十度引いた線以南の航路(以下この項及び別表第四において「高知水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第九節 博多港

(特定航法)

第四十四条 博多港において、中央航路を航行する船舶と東航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、東航路を航行する船舶は、中央航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。

第十節 長崎港

(縫航の制限)

第四十五条 帆船は、長崎港第一区及び第二区を縫航してはならない。

第十一節 佐世保港

(航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂(百一メートル)から高崎岬まで引いた線以西の航路(以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならぬ。

第十二節 細島港

(停泊の制限)

第四十七条 日向製錬所護岸北東端から八十四度五百メートルの地点まで引いた線(以下この節

において「A線」という。)、東ソー日向株式会社
社護岸南東端(北緯三十二度二十六分二十八秒
東経百三十一度三十八分五十九秒)から百二十
九度三百メートルの地点まで引いた線(以下こ
の条において「B線」という。)、及びB線以北
の陸岸により囲まれた海面においては、船舶を
他の船舶の船側に係留してはならない。

2 B線及び陸岸により囲まれた海面並びに番所
鼻東端から零度に引いた線(以下この節におい
て「C線」という。)、及び陸岸により囲まれた
海面(漁船舶だまりを除く。次条において同
じ。))において、船舶を他の船舶の船側に係留
するときは、三縦列を超えてはならない。
3 総トン数五百トン以上の船舶は、前二項に規
定する海面においては、船尾のみを係留施設に
係留してはならない。

(びよう泊等の制限)
第四十八条 船舶は、A線及び陸岸により囲まれ
た海面(航路を除く。)、並びにC線及び陸岸に
より囲まれた海面においては、次に掲げる場合
を除いては、びよう泊し、又はえい航している
船舶その他の物件を放してはならない。
一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に
従事するとき。
四 法第三十一条の規定による港長の許可を受
けて工事又は作業に従事するとき。

第十三節 那覇港
(びよう泊等の制限)
第四十九条 船舶は、那覇港新港第一防波堤南灯
台(北緯二十六度十三分二十七秒東経百二十七
度三十九分六秒)から百二十八度千四百四十五
メートルの地点から三百九度七百八十五メー
トルの地点まで引いた線、同地点から二百十九
度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から
那覇港右舷灯台(北緯二十六度十七分四十八秒
東経百二十七度三十九分四十七秒)まで引いた
線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明
治橋下流の河川水面(次条第一項及び別表第四
において「那覇水路」という。))において、
次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又は
えい航している船舶その他の物件を放してはな
らない。
一 海難を避けようとするとき。
二 運転の自由を失ったとき。
三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に
従事するとき。

四 法第三十一条の規定による港長の許可を受
けて工事又は作業に従事するとき。
(航行に関する注意)
第五十条 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇
水路を航行して入航し、又は出航しようとする
ときは、法第三十八条第二項各号に掲げる事項
(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとする
るときにあっては那覇水路入口付近に達する予
定時刻とし、出航しようとするときにあっては
運航開始予定時刻とする。))を、それぞれ入航
予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港
長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に
変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通
報しなければならない。
附則
1 この省令は、港則法施行の日(昭和二十三年
七月十六日)から、これを適用する。
2 開港港則施行規則(昭和二年通信省令第七
号)は、これを廃止する。
3 開港港則(明治三十一年勅令第百三十九号)
及び開港港則施行規則の規定によりした処分、
手続その他の行為は法及びこの省令中これに相
当する規定がある場合には、法及びこの省令の
規定によりこれをしたものとみなす。

附則 (昭和二十四年六月一日運輸省令第
一九号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十
四年五月二十四日から適用する。
附則 (昭和二十七年九月二日運輸省令
第八三号)
この省令は、昭和二十七年十月一日から施行
する。
附則 (昭和二十九年七月二三日運輸省令
第四三三号)
この省令は、昭和二十九年八月十日から施行
する。

附則 (昭和三十一年一月一六日運輸省令
第二二二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十三年六月六日運輸省令第
二二二号)
この省令は、昭和三十三年六月十日から施行
する。
附則 (昭和三十三年八月二〇日運輸省令
第三〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、昭和三十三年十一月一日から施
行する。
附則 (昭和三十三年六月五日運輸省令第
二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年四月二七日運輸省令
第一七号)
この省令は、昭和三十四年五月一日から施行
する。
附則 (昭和三十五年五月二〇日運輸省令
第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年五月二六日運輸省令
第三一七号)
この省令は、昭和三十六年六月十五日から施
行する。
附則 (昭和三十七年六月三〇日運輸省令
第三五五号)
この省令は、昭和三十七年七月一日から施行
する。

附則 (昭和三十七年二月二六日運輸省
令第六五号)
この省令は、昭和三十八年一月十五日から施
行する。
附則 (昭和三十八年三月二八日運輸省令
第五五号)
この省令は、昭和三十八年四月一日から施行
する。
附則 (昭和三十八年六月二五日運輸省令
第三〇号)
この省令は、昭和三十八年七月一日から施行
する。

附則 (昭和三十八年七月三〇日運輸省令
第三六号)
この省令は、昭和三十八年八月一日から施行
する。
附則 (昭和三十九年二月二日運輸省令
第四号)
この省令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。
附則 (昭和三十九年一〇月一七日運輸省
令第七六号)
この省令は、昭和三十九年十一月一日から施
行する。
附則 (昭和四〇年七月二日運輸省令第
四九号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年二月一七日運輸省
令第七一号)
この省令は、昭和四十一年一月一日から施行
する。
附則 (昭和四一年九月二二日運輸省令
第四九号)
この省令は、昭和四十一年十月十日から施行
する。

附則 (昭和四二年六月二三日運輸省令
第三四号) 抄
この省令は、昭和四十二年七月十五日から施
行する。ただし、別表第一青森の部第一区の
項、同表京浜の部東京区第三区の項、同表和歌
山下津の部和歌山区第一区の項及び第二区の
項、同表広島部の部第一区の項、同表徳山下松の
部第一区の項及び第二区の項並びに別表第四八
戸の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年七月一八日運輸省令
第三二二号)
この省令は、昭和四十三年八月一日から施行
する。
附則 (昭和四三年一月一八日運輸省令
第五三三号)
この省令は、昭和四十三年十一月十五日から
施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規
定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和四四年六月四日運輸省令第
三三二号)
この省令は、昭和四十四年六月十日から施行
する。ただし、別表第一長崎の部第四区の項及
び別表第三の改正規定は公布の日から、別表第
一新潟の部及び別表第四新潟の部の改正規定は
同年八月一日から施行する。
附則 (昭和四四年二月八日運輸省令
第五三三号)
この省令は、昭和四十四年十二月十五日から
施行する。ただし、第四節の次に二節を加える
改正規定、別表第二小松島の項の次に高松の項
を加える改正規定及び別表第四の改正規定は、
昭和四十五年一月十五日から施行する。

附則 (昭和四五年三月二八日運輸省令
第一三三号)
この省令は、昭和四十五年三月三十一日から
施行する。
附則 (昭和四五年五月二七日運輸省令
第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年六月一日運輸省令第四三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十五年八月八日運輸省令第七〇号)
この省令は、昭和四十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和四十六年五月一日運輸省令第二四号)
この省令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第二千葉の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一日運輸省令第二九号)
この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年一〇月一五日運輸省令第五九号)
この省令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、別表第二函館の部第三航路の項及び同表東播磨の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年五月一五日運輸省令第三六号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年六月五日運輸省令第三九号)
この省令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一博多の部第一区の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二三日運輸省令第四号)
この省令は、昭和四十八年三月十日から施行する。

附則 (昭和四十八年三月二七日運輸省令第九号) 抄
(施行期日)
この省令は、法の施行の日(昭和四十八年七月一日)から施行する。

附則 (昭和四十九年一月二二日運輸省令第一号)
この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年四月二日運輸省令第一二二号)
この省令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。

附則 (昭和四十九年一〇月二八日運輸省令第四一〇号)
この省令は、昭和四十九年十一月十五日から施行する。ただし、第二十四条の五及び別表第一酒田の部の改正規定は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月二日運輸省令第二四号)
この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。ただし、第一条の規定中別表第五八戸の部の改正規定は、昭和五十年七月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現にしている水先に係る水先料については、なお従前の例による。
附則 (昭和五十一年三月二六日運輸省令第七号)
この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十一年七月九日運輸省令第二八号) 抄
この省令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。ただし、第一条の規定中港則法施行規則第二十九条の二第五項の改正規定、同令第二章第四節の二の次に一節を加える改正規定、同令別表第四の部の改正規定、同令別表第五の改正規定(同表関門の部を改める部分を除く)は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十一年九月二七日運輸省令第三九号)
この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年六月七日運輸省令第一四号) 抄
(施行期日)
この省令は、海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)の施行の日(千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約が日本国について効力を生ずる日)から施行する。

附則 (昭和五十二年一月一七日運輸省令第三二号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和五十三年一月二三日運輸省令第一号)
この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年一月一九日運輸省令第一号)
この省令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年九月二五日運輸省令第三八号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年一月二二日運輸省令第二号)
この省令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年八月二二日運輸省令第二四号)
この省令は、昭和五十五年八月二十日から施行する。

附則 (昭和五十六年一〇月一三日運輸省令第四四号)
この省令は、昭和五十六年十月二十日から施行する。

附則 (昭和五十七年七月八日運輸省令第一六号)
この省令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

附則 (昭和五十八年八月三〇日運輸省令第四三三号)
この省令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年六月一八日運輸省令第一六号)
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、別表第四名古屋の部の改正規定は、昭和五十九年七月二十日から施行する。

附則 (昭和五十九年八月二四日運輸省令第二六号)
この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号) 抄
この省令は、平成二年八月六日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年六月三日運輸省令第二〇号)
この省令は、昭和六一年六月十五日から施行する。

附則 (昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和六十一年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年五月二二日運輸省令第四二二号) 抄
この省令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附則 (昭和六二年七月三日運輸省令第四九号)
この省令は、昭和六十二年七月十日から施行する。

附則 (昭和六三年七月二二日運輸省令第二三三号)
この省令は、昭和六十二年七月二十日から施行する。ただし、第一条中別表第二四日市の部の改正規定は、同年九月十日から施行する。

附則 (平成元年七月二一日運輸省令第二五号)
この省令は、平成元年八月一日から施行する。

附則 (平成二年六月八日運輸省令第一六号)
この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附則 (平成二年七月三一日運輸省令第二四号)
この省令は、平成二年八月六日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

この省令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。ただし、別表第四京浜の部の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月二二日運輸省令第三四号)

この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月九日運輸省令第三五号) 抄

この省令は、平成四年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成五年八月二五日運輸省令第二七号)

この省令は、平成五年九月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二四日運輸省令第二八号)

この省令は、平成六年七月十五日から施行する。

附 則 (平成七年一月二〇日運輸省令第二号)

この省令は、平成七年二月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日運輸省令第一一号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一二月二二日運輸省令第六七号)

この省令は、平成八年一月五日から施行する。

附 則 (平成八年三月二五日運輸省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年七月一九日運輸省令第四四号)

この省令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月九日運輸省令第五四号)

この省令は、平成八年十月十五日から施行する。ただし、第一条中港則法施行規則別表第二京浜の部鶴見航路の項及び別表第四京浜の部鶴見航路、京浜運河及び川崎航路の項の改正規定は、平成八年十月十四日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一七日運輸省令第六九号)

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二日運輸省令第六四号)

この省令は、平成十年九月十日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二五日運輸省令第一一号)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二二日運輸省令第四五号)

この省令は、平成一二年十月二十九日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日運輸省令第一〇号)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一三日運輸省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の第三項第二号及び別表第二名古屋の部西航路の項の改正規定は、平成一二年七月二十日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一日運輸省令第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十月一日)から施行する。

(海上運送法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置) 第十三条 改正法の施行の際現に第三条の規定による改正前の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出している船舶は、第三条の規定による改正後の港則法施行規則第二条第三号に規定する書面を提出したものとみなす。

附 則 (平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年八月二二日国土交通省令第一一九号)

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国土交通省令第五三三号)

この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年六月二一日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二五日国土交通省令第九〇号)

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二京浜の項の改正規定 平成十四年八月二十日

二 第二章第四節の三の改正規定、同章第四節の四を削る改正規定、同章第五節第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とする改正規定、第四十一条を第三十九条とし、第四十二条から第四十四条までを二条ずつ繰り上げる改正規定、同章第五節を同章第四節の四とする改正規定、同章第四節の四の次に二節を加える改正規定及び別表第二広島の項の改正規定 平成十五年二月一日

附 則 (平成一五年六月二四日国土交通省令第七六号)

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二八日国土交通省令第七三三号)

この省令は、平成十六年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第二京浜の部東京西航路の項の改正規定及び別表第四京浜の部東京西航路の項の改正規定 平成十六年八月三十日

二 別表第一関門の部響新港区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成十七年三月二十日

附 則 (平成一七年三月二一日国土交通省令第一五五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二七日国土交通省令第七〇号)

この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一一日国土交通省令第一〇六号)

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日国土交通省令第八号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月一三日国土交通省令第一〇一号)

この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月三〇日国土交通省令第九一〇号)

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月四日国土交通省令第八号)

この省令は、平成二十年三月二十日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日国土交通省令第七号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日国土交通省令第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律(以下この条及び次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月一日)から施行する。

(経過措置) 第二条 改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三條の二、第二十四條、第二十九條第二項から第五項まで、第二十九條の三、第二十九條の五、第三十三條、第四十條、第四十三條、第四十六條及び第五十條並びに海上交通安全法施行規則第十條から第十三條まで並びに第十四條第一項及び第二項の規定を適用する。

附則（平成二十二年九月一日国土交通省令第四五号）

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
 第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条第二項、第三項及び第六項の通報は、これらの規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十二年一月一日国土交通省令第五七号）

この省令は、平成二十二年十二月十五日から施行する。

附則（平成二十三年三月一日国土交通省令第一〇号）

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十三年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 平成二十三年六月一日
- 二 第二十九条の三の改正規定、別表第四名古屋の部の改正規定及び別表第五の改正規定 平成二十三年七月一日

（経過措置）
 第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条の三の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十四年三月一日国土交通省令第一五号）

（施行期日）
 第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一和歌山下津の部下津区の項の改正規定及び別表第四千葉の部下葉航路の項の改正規定 平成二十四年三月十三日
- 二 別表第一関門の部若松区の項の改正規定及び別表第二関門の部の改正規定 平成二十四年三月二十九日
- 三 第八条の二の表関門港の部関門航路の項の改正規定、第三十八条の改正規定及び第四十条第一項の改正規定 平成二十四年五月一日
- 四 次条の規定 平成二十四年六月一日
- 五 目次の改正規定、第二章第三節の次に一節を加える改正規定及び別表第四水島の部港内航路の項の改正規定 平成二十四年七月一日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の港則法施行規則第三十三条の二の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第五号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

附則（平成二十五年五月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年八月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の改正規定 平成二十五年十月一日
- 二 別表第四の改正規定 平成二十六年一月十五日
- 三 第二十七条の二の改正規定 平成二十六年四月一日

附則（平成二十六年三月七日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

附則（平成二十六年七月一日国土交通省令第六五号）

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日国土交通省令第四四号）

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附則（平成二十七年八月二日国土交通省令第六二号）

この省令は、平成二十七年九月四日から施行する。

附則（平成二十八年二月一六日国土交通省令第七号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附則（平成二十八年八月二五日国土交通省令第六〇号）

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二二日国土交通省令第五四号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一釧路の部西区の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二五日国土交通省令第六四号）抄

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附則（平成三〇年三月八日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三十年三月十五日から施行する。

附則（平成三〇年八月二三日国土交通省令第六三号）

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。

附則（平成三〇年十一月三日国土交通省令第八七号）

この省令は、平成三十年十二月十五日から施行する。

附則（平成三一年三月二〇日国土交通省令第一一号）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年四月二六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月四日国土交通省令第五号）

この省令は、令和二年二月五日から施行する。

附則（令和二年四月七日国土交通省令第四四号）

この省令は、令和二年五月十五日から施行する。ただし、第二十七条の三第三項及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二四日国土交通省令第五九号）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附則（令和二年九月一八日国土交通省令第七七号）

この省令は、令和二年九月二十六日から施行する。

附則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和五年四月一四日国土交通省令第三九号）

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

附則（令和五年九月二〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の改正規定及び別表第四浜浜の部横浜航路の項の改正規定 令和五年十二月一日
- 二 別表第五の改正規定 令和六年二月一日

港名	港の名称	港の境界	停泊すべき船舶
第一区	入舟（A）マイナス六・〇メートル岸壁東端から三百八度三十分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川雪裡橋下流の河川水面	第一区境界線、入舟マイナス七・五メートル岸壁西端から釧路港東区北防波堤南灯台（北緯四十二度五十八分三十九秒東経百四十四度二十一分三十一秒）まで引いた線、東区北防波堤、	各種船舶及び係留施設に係留するおける危険物を積載した船舶
第二区			

西 区		第三区	第一区	第二区
釧路港東区北防波堤北灯台（北緯四十二度五十九分十七秒東経百四十四度二十一分二十八秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面		東区南防波堤、釧路港東区南防波堤灯台（北緯四十二度五十八分三十二秒東経百四十四度二十一分二十七秒）から釧路港東区北防波堤南灯台まで引いた線、第二区境界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	西区東防波堤、同防波堤南端から第一ふ頭南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第一区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から二百六十九度千百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から零度引いた線及び陸岸に

蘭 室		牧 小 苦					港 外
区 二 第	区 一 第	区 四 第	区 三 第	区 二 第	区 一 第	港 外	
堤灯台（北緯四十二度五十分一十四秒東経百四十四度五十六分五十三秒）まで引いた線、北防波堤、A線及び	南防波堤、室蘭港南防波堤灯台（北緯四十二度二十一分二秒東経百四十五度五十七分一秒）から室蘭港北防波堤灯台（北緯四十二度五十分一十四秒東経百四十四度五十六分五十三秒）まで引いた線、北防波堤、A線及び	第一区から第三区までを除いた港域内海面	西防波堤、B線、東外防波堤、苦小牧港東外防波堤灯台（北緯四十二度三十六分五十四秒東経百四十一度三十七分十五秒）から百八十九度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	A線、東防波堤、苦小牧港西防波堤灯台（北緯四十二度三十七分十七秒東経百四十一度三十七分十二秒）から百三十七度に東防波堤まで引いた線（以下B線という）、西防波堤及び陸岸により囲まれた海面	入船ふ頭南端から百七十九度三十分引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面	東区、西区及び航路を除いた港域内海面	
した積載物を積載した船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	各種船	各種船	係留施設に係留する場合に限る。	各種船及び危険物を積載した船	各種船及び危険物を積載した船	

館 函						区 三 第
区 六 第	区 五 第	区 四 第	区 三 第	区 二 第	区 一 第	区 三 第
第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面	西副防波堤北端から二百六十四度に引いた線、第四区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	北防波堤、同防波堤の南端及び北端からそれぞれ西副防波堤北端及び北副防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から第三防砂堤南端まで引いた線、同防砂堤、C線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	北ふ頭北西端から西副防波堤北端まで引いた線（以下C線という）、同防波堤、同防波堤南端から西防波堤北端まで引いた線、同防波堤、B線及び陸岸により囲まれた海面	万代ふ頭北西端から二百六十二度に西防波堤まで引いた線（以下B線という）、西防波堤開口部を結んだ線、同防波堤、A線及び陸岸により囲まれた海面	若松ふ頭岸壁西端から函館どつく第三岸壁南東端まで引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面	陸岸により囲まれた海面（航路を除く） 第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面
各種船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	各種船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	各種船及び危険物を積載した船

萌 留			樽 小			
区 二 第	区 一 第	区 三 第	区 二 第	区 一 第	区 一 第	区 一 第
留萌港北防波堤灯台（北緯四十三度五十七分三十二秒東経百四十一度三十八分十	北岸壁西端から百九十度に引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	南防波堤、同防波堤突端から島堤南端まで引いた線、同堤、小樽港島堤灯台（北緯四十三度十一分五十三秒東経百四十一度一分二十八秒）から北防波堤南端まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	南防波堤、同防波堤突端から島堤南端まで引いた線、同堤、小樽港島堤灯台（北緯四十三度十一分五十三秒東経百四十一度一分二十八秒）から北防波堤南端まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	北防波堤南端から二百四十九度三十分引いた線（以下A線という）、北防波堤、同防波堤開口部を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）	北防波堤南端から二百四十九度三十分引いた線（以下A線という）、北防波堤、同防波堤開口部を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く）
各種船	汽艇及び船舶、汽艇等、汽艇等、汽艇等	各種船	各種船	各種船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船	係留施設に係留する場合における危険物を積載した船

森 青					
区 三 第	区 二 第	区 一 第	区 四 第	区 三 第	
第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	川水面並びに堤川石森橋下流の河川水面	沖館西防波堤、同防波堤突端から五度五百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度四千二百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十七度に青森漁港西防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面中第一区及び航路を除いた部分並びに堤川石森橋下流の河川水面	第一区から第三区までを除いた港域内海面	留萌港北防波堤灯台から二百八十一度に南防波堤まで引いた線、北防波堤、導水堤、B線、内港西防波堤、南防波堤及び陸岸により囲まれた海面	秒)から百八十五度三十分から百七十五メートルの地点から百十七度陸岸まで引いた線(以下B線という)、A線、内港西防波堤及び陸岸により囲まれた海面
各種船	各種船	各種船	各種船	各種船	各種船
危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶

石 釜			戸 八		
区 二 第	区 一 第	区 三 第	区 二 第	区 一 第	
第一区を除いた港域内海面	釜石港湾口北防波堤灯台(北緯三十九度十五分三十三秒東経百四十一度五十五分五十四秒)から三百度二千八百五十五メートルの地点から百八十五度五百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢ノ浦橋下流の甲子川水面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面及び河川水面	八戸シーガルブリッジ、河原木南防波堤、同防波堤東端から白銀西防波堤西端まで引いた線、同防波堤、A線及び陸岸により囲まれた海面並びに湊橋下流の新井田川水面及び旧馬淵川水面(航路を除く。)	白銀ふ頭西端から三百五十五度白銀西防波堤まで引いた線(以下A線という)、同防波堤、同防波堤東端から白銀北防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から同防波堤の線を蕪島まで延長した線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	各種船
各種船	各種船	各種船	各種船	各種船	各種船
危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶

釜 塩 台 仙					
区 釜 塩					
第四区	第三区	第二区	第一区		
花淵灯台(北緯三十八度三十分三十九秒東経百四十一度五十分四十一秒)から百二十	花淵崎から唐戸島南端まで引いた線、第二区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	多聞山山頂から四十度に引いた線、第一区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに山堀水面(網尻給水管以北の貞山堀水面及び航路を除く。)	北防波堤、秋田旧南防波堤灯台(北緯三十九度四十五分三十五秒東経百四十二度二分二十秒)から三百二十二度三十分四十二度三十分の地点から二百五十五度三十分の地点まで引いた線、同防波堤東端から旧南防波堤突端まで引いた線、旧南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面	中ふ頭西端(北緯三十八度九分六秒東経百四十一度二分五秒)から三百五十八度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から八十八度千三百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から都島南端まで引いた線、同地点から二百八十六度六百六十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに網尻給水管以北の貞山堀水面	総トン数二百五十トン未満の各種船舶及び係留施設における総トン数二百五十トン以上の各種船舶
各種船	各種船	各種船	各種船	各種船	各種船
危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶

川 船 田 秋			
区 川 船	区 田 秋	区 台 仙	
第一区	第二区	第一区	塩釜区及び航路を除いた港域内海面
生鼻崎から百八十度千五百メートルの地点(以下A地点という)まで引いた	八郎瀧放水路左岸導流堤及び同導流堤突端から二百六度引いた線以南の港域内海面中第一区を除いた部分	北防波堤、秋田旧南防波堤灯台(北緯三十九度四十五分三十五秒東経百四十二度二分二十秒)から三百二十二度三十分四十二度三十分の地点から二百五十五度三十分の地点まで引いた線、同防波堤東端から旧南防波堤突端まで引いた線、旧南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面	第四区に港界線まで引いた線、第三区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)
各種船	各種船	各種船	各種船
危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶	危険物を積載した船舶

田酒		第一区		第二区		第三区	
第一区及び第二区を除いた 港域内海面	第一区及び第二区を除いた 港域内海面	第一区 東ふ頭南東端から二百三十 八度に最上川右岸築堤まで 引いた線（以下A線とい う）、同築堤及び陸岸によ り囲まれた海面並びに新内 橋下流の新井田川水面	第二区 A線、酒田港北防波堤灯台 （北緯三十八度五十五分四 十八秒東経百三十九度四十 八分十一秒）から二百七十 度に南防波堤まで引いた 線、同防波堤、北防波堤、 最上川右岸築堤及び陸岸に より囲まれた海面	第三区 秋田区並びに船 川第一区及び第 二区を除いた港 域内海面	第二区 A地点から八百 八十度二千メー ルの地点まで引 いた線、同地点 から二百七十度 に陸岸まで引い た線、第一区境 界線及び陸岸に より囲まれた海 面	第一区 線、同地点から 二百六十三度三 十分二十九度八 十メートルの地 点まで引いた線 、同地点からふ 頭北東端まで引 いた線及び陸岸 により囲まれた 海面	第三区 線、同地点から 二百六十三度三 十分二十九度八 十メートルの地 点まで引いた線 、同地点からふ 頭北東端まで引 いた線及び陸岸 により囲まれた 海面
各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船

千葉区		第一区		第二区		第三区	
第一区	第二区	第三区	第一区 千葉航路北側線 の東端（以下A 地点という。） から中央ふ頭南 東端まで引いた 線、A地点から 同航路南側線の 東端（以下B地 点という。）ま で引いた線、B 地点からJFE スチール東日本 製鉄所千葉地区 西工場東岸壁北 端まで引いた線 、同工場連絡道 路橋及び陸岸に より囲まれた海 面並びに都川寒 川大橋下流の河 川水面	第二区 五井防波堤、同 防波堤突端から 千葉航路南側線 の西端（以下C 地点という。） まで引いた線、 同航路南側線、 第一区境界線及 び陸岸により囲 まれた海面（航 路を除く。）	第三区 千葉灯標（北緯 三十五度三十四 分五秒東経百四 十度二分四十五 秒）から三百五 十度三千五百九 十メートルの地 点（以下D地点 という。）から 六十五度に引い た線、D地点か ら千葉航路北側	第一区 線、同地点から 二百六十三度三 十分二十九度八 十メートルの地 点まで引いた線 、同地点からふ 頭北東端まで引 いた線及び陸岸 により囲まれた 海面	第二区 線、同地点から 二百六十三度三 十分二十九度八 十メートルの地 点まで引いた線 、同地点からふ 頭北東端まで引 いた線及び陸岸 により囲まれた 海面
各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船

浜京		区京東		港外		区南葛		第五区		第四区	
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区
第一区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第二区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第三区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第四区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第五区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第六区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第七区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第八区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第九区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第十区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第十一区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面	第十二区 勝どき五丁目西 端から二百七十 度に引いた線、 浜前橋、西仲橋 、相生橋、練兵 橋、巽橋、永代 橋、南高橋、南 門橋及び陸岸に より囲まれた港 域内海面
各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船

第三区		第二区	
第一区 羽田船舶信号所 から二百四十九 度二千九百五十 メートルの地点 から八十度九 百メートルの地 点（以下B地点	第二区 羽田船舶信号所 から二百四十九 度二千九百五十 メートルの地点 から八十度九 百メートルの地 点（以下B地点	第三区 羽田船舶信号所 から二百四十九 度二千九百五十 メートルの地点 から八十度九 百メートルの地 点（以下B地点	第四区 羽田船舶信号所 から二百四十九 度二千九百五十 メートルの地点 から八十度九 百メートルの地 点（以下B地点
各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船	各種船 を積載 した船

区 崎 川			
第一区		第四区	
境運河鶴見線鉄道橋中央から百五十一度三十分	部分 び航路を除いた	から八十度三十分 四度五十七分 メートルの地点 からB地点まで 引いた線以北の 港域内海面及び 水面中第一区か ら第三区まで及 び航路を除いた	といて、)まで 引いた線、B地 点から三百六度 二千四百メート ルの地点まで引 いた線、同地点 から多摩川の中 央を大師橋まで 引いた線、同橋 、第二区境界線 、葛西橋、京葉 線荒川放水路橋 、若洲橋、東防 波堤、同防波堤 突端から中央防 波堤東端まで引 いた線、同防波 堤、同防波堤内 側埋立地南端か ら二百二十度 引いた線、城南 島東端から八十 度に引いた線 及び陸岸により 囲まれた港域内 海面及び水面 (航路を除く。)
危険物	各種船	船舶積載	各種船

区 浜 横			
第一区		第二区	
と北水堤南端と	東水堤、同水堤 開口部を結んだ 線、同水堤北端 海面	東燈台(北緯三 十五度二十七 分二十四秒東 経百三十九度 四十二分二十五 秒)から七十一 度二十分二 百八十メートル の地点(以下C 地点という。) から三百三十 一分三十分扇 島まで引いた 線、C地点から 百二十度港界 線まで引いた 線、東京区 境界線、第一 区境界線、扇 島及び東扇島 により囲まれた 港域内海面	に扇島まで引 いた線、扇島、 島大橋、東扇島 、川崎信号所か ら百七十二度 五百二十メート ルの地点から十 八度に川崎航路 南側線まで引 いた線、川崎航 路南側線、同線 の東端から五十 三度に東京区境 界線まで引いた 線、東京区境界 線、大師橋及び 陸岸により囲ま れた港域内海面 及び水面(航路 を除く。)
五百ト	各種船	船舶積載	汽船、 危険物 を積載 した船 及び 総トン 数五百 トンの 帆

	第三区	第二区	
見川鶴見線鉄道	第一区境界線、 横浜航路北側線 、同線を港界線 まで延長した線 、港界線、川崎 、鶴見信号所か ら二百七十一度 に引いた線、鶴 見川	第一区境界線、 横浜航路南側線 、横浜大黒防 波堤西燈台(北 緯三十五度二 十六分五十三 秒東経百三十九 度四十分三十八 秒)から百六十三 分三十分七十七 メートルの地点 から二百二十七 度に陸岸まで引 いた線、山下橋 、小港橋及び陸 岸により囲まれ た港域内海面 及び水面	を結んだ線、北 水堤、同水堤開 口部を結んだ線 、瑞穂橋、千鳥 橋、村雨橋、万 代橋、金港橋、 築地橋、弁天橋 及び陸岸により 囲まれた港域内 海面及び水面 (航路を除く。)
ト数五百以	汽船、 危険物 を積載 した船 及び 総トン 数五百 トンの	各種船	ン以上 の帆船 を除く 。及び 係留 施設に 係留す る場合 における 危険物 を積載 した船

	賀 須 横		
区 二 第	区 一 第	第五区	第四区
り囲まれた海面	吾妻埼から百十九度 に引いた線(以下A線 という。)、荒三塚ノ 鼻から二百四十度 に引いた線(以下B線 という。)、及び陸岸 により囲まれた海面	東京区、川崎区 、横浜第一区か ら第四区まで及 び航路を除いた 港域内海面及び 水面	扇島、川崎区境 界線及び陸岸に より囲まれた港 域内海面及び水 面(航路を除く 。)
だした船	各種船	各種船	各種船

区七第	区六第	区五第	区四第	区三第	
第一区から第六区までを除いた港域内海面	千代ヶ崎から七十度に引いた線、G線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	観音埼灯台から九十度に引いた線（以下G線という）、E線、F線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	D地点から零度に引いた線（以下F線という）、第三区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	住友重機械横須賀製造所横須賀造船工場艦装岸壁南端から東北防波堤西端まで引いた線、同防波堤、横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三十五度十九分九秒東経百三十九度四十分三十一秒）から北緯三十五度十八分三十二秒東経百三十九度四十分五十八秒の地点まで引いた線、同地点（以下D地点という）から二百十五度に引いた線（以下E線という）、A線、C線及び陸岸により囲まれた海面	汽艇等は、沿岸付近に限定する
各種船舶及び係留施設に係留するおける危険物を積載した船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶	

山 富 木 伏		鴻 新	
港 内		港 外	区 西 区 東
新湊漁区	伏木区	東区及び西区を除いた港域内海面	東区西防波堤、同防波堤北端から東区第二防波堤北端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面
庄川口左岸突端、新湊漁港西防波堤灯台（北緯三十六度四十七分十五秒東経百	小矢部川口両防波堤突端を結んだ線、城光寺橋、内川と庄川との接続線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	東区西防波堤、同防波堤北端から東区第二防波堤北端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面	東区西防波堤、同防波堤北端から東区第二防波堤北端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
種船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶

港 外	富山区	新湊区	
内港を除いた港域内の海面及び河川水面（航路を除く。）	東防波堤、同防波堤北端と西防波堤北端とを結んだ線、西防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面	新湊東防波堤、同防波堤北端と新湊西防波堤北端とを結んだ線、内川鉄道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに放生津潟水面及び河川水面	三十七度五十分三秒）及び新湊漁港防波堤（外・A）西端を順次に結んだ線、同防波堤、同漁港防波堤（内）、A線、新庄川橋、内川鉄道橋及び陸岸により囲まれた海面並びに河川水面
各種船舶及び危険物を積載した船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶

区二第	区一第	区三第	区二第	区一第	尾七
海面	ナスピ鼻（赤埼）から小埼（以下B線という）、A線、小埼から名子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第一区及び第二区を除いた港域内海面	大杉埼から松ヶ崎まで引いた線、A線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	大杉埼から八十度に引いた線（以下A線という）及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御蔵川尾湾橋各下流の河川水面	各種船舶
各種船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶	各種船舶

水清	井福				
区一第	区井福	区国三	区五第	区四第	区三第
中田川口右岸突端から九十度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面	三国区を除いた港域内海面	川港橋各下流の河川水面	三国防波堤南西方照射灯から六度千三百三十メートルの地点から二百四十九度千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百二十度千五メートルの地点まで引いた線、同地点から百二十五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに九頭竜川新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面	第一区から第四区までを除いた港域内海面	小崎から名子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 明神崎から鈴ヶ崎まで引いた線、B線、港界線及び陸岸により囲まれた海面
漁船及び	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶
した積載物	積載物	積載物	積載物	積載物	積載物
を積載	積載	積載	積載	積載	積載
危険物	危険物	危険物	危険物	危険物	危険物
おける	おける	おける	おける	おける	おける
場合	場合	場合	場合	場合	場合
留する	留する	留する	留する	留する	留する
係留	係留	係留	係留	係留	係留
船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶
各種	各種	各種	各種	各種	各種

屋古名					
区二第	区一第	区三第	区二第	区一第	区三第
第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点	金城西橋、金城ふ頭南端から九十度北航路東側線まで引いた線、同航路東側線、同線の北端から四十四度三十分八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十分度陸岸まで引いた線、潮見橋及び陸岸により囲まれた海面、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面（航路を除く。）	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	貝島北西端から江尻船だまり北防波堤突端まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面（航路を除く。）	金城西橋、金城ふ頭南端から九十度北航路東側線まで引いた線、同航路東側線、同線の北端から四十四度三十分八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十分度陸岸まで引いた線、潮見橋及び陸岸により囲まれた海面、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面（航路を除く。）	第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点
留する	留する	留する	留する	留する	留する
係留	係留	係留	係留	係留	係留
船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶
各種	各種	各種	各種	各種	各種

区四第	区三第	区二第	区一第	区三第	区二第
高潮防波堤（鍋田堤）、高潮防波堤（中央堤）、高潮防波堤開口部を結んだ線、第三区境界線、第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面（航路を除く。）	潮見橋、第二区境界線、北航路東側線、東航路東側線、高潮防波堤開口部を結んだ線、高潮防波堤（知多堤）及び陸岸により囲まれた海面並びに天白川千鳥橋下流の河川水面	第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点	金城西橋、金城ふ頭南端から九十度北航路東側線まで引いた線、同航路東側線、同線の北端から四十四度三十分八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十分度陸岸まで引いた線、潮見橋及び陸岸により囲まれた海面、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面（航路を除く。）	第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点	金城西橋、金城ふ頭南端から九十度北航路東側線まで引いた線、同航路東側線、同線の北端から四十四度三十分八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十分度陸岸まで引いた線、潮見橋及び陸岸により囲まれた海面、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面（航路を除く。）
留する	留する	留する	留する	留する	留する
係留	係留	係留	係留	係留	係留
船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶
各種	各種	各種	各種	各種	各種

市日四	区一第	区六第	区五第	区二第	区一第
四日市港防波堤灯台（北緯三十四度五十六分四十四秒東経百三十六度三十九分四十七秒）から三百十度三十分二千三百五十分の地点まで引いた線、旭防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに大井ノ川橋下流の天白川水面（航路を除く。）	第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面	高潮防波堤（知多堤）、高潮防波堤開口部を結んだ線、東航路東側線、同線を港界線まで延長した線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点	金城西橋、金城ふ頭南端から九十度北航路東側線まで引いた線、同航路東側線、同線の北端から四十四度三十分八百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十分度陸岸まで引いた線、潮見橋及び陸岸により囲まれた海面、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋及び荒子川樋門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面（航路を除く。）	第一区境界線、北航路東側の北端から百九十四度三十分二千四百五十分の地点まで引いた線、同地点から九十二度三十分千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十四度九百七十メートルの地点
留する	留する	留する	留する	留する	留する
係留	係留	係留	係留	係留	係留
船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶
各種	各種	各種	各種	各種	各種

鶴舞		津宮				
区二第	区一第	区四第	区三第	区二第	区一第	区三第
シイ埼から松ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに寺川前島みなと歩道橋、祖母、谷川富士橋、志楽川松島橋及び与保	句埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋及び伊佐津川大和橋各下流の河川水面	第一区から第三区までを除いた港域内海面	A線、港界線及び陸岸により囲まれた海面	川水面 陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面	獅子埼から二百九十九度に天ノ橋立まで引いた線（以下A線という）、間潮鼻から二十度に天ノ橋立まで引いた線、第一区境界線及び陸岸により囲まれた海面	獅子埼から二百度九十七メートルの地点まで引いた線、同地点から城塚山山頂を見通した線及び陸岸により囲まれた海面
各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。

南阪		区三第	区二第
区一第	区三第	区二第	区一第
阪南港岸和田新東防波堤灯台から四十五度二千七十メートルの地点から三百十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百六度三千メートルの地点（以下A地点という）まで引いた線、A地点から岸和田埋立地北端（北緯三十四度二十八分五十一秒東経百三十五度二十一分五十八秒）まで引いた線（以下A線という）、楯並橋、新春木橋及び陸岸により囲まれた海面及び河川水面（航路を除く）。	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面
各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。

区二第	区一第
A線、A地点から二百六度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から貝塚埋立地南西端（北緯三十四度二十六分五十三秒東経百三十五度二十一分四十九秒）まで引いた線、岸見橋及び陸岸により囲まれた海面及び河川水面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面
各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。

神阪		区三第
区北泉堺	第一区	第一区
堺信号所護岸北西端から堺二区南西端（北緯三十四度三十四分三十五分三十六秒東経百三十五度二十五分三十三秒）まで引いた線（以下B線という）、古川橋、堅川橋及び陸岸により囲まれた海面	堺二区北西端（北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五度二十五分二十五秒）から三百五十二度三百九十九メートルの地点（以下A地点という）まで引いた線（以下A線という）、A地点、A地点から九十度二千四百メートルの地点及び大和川の港界線の中央点を順次に結んだ線、大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面及び河川水面
各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。	各種船が積載した船舶に限り、汽艇等は、沿岸付近に留る。

第六区	第五区	第四区	第三区
堺浜寺北防波堤突端から二百七十度に港界線まで引いた線（以下F線という）、D線、堺浜寺南防波堤、E線、汐見沖防波堤、港界線及び陸	泉北一区西端（北緯三十四度三十二分十二秒東経百三十五度二十三分五十七秒）から汐見沖防波堤突端まで引いた線（以下E線という）、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	堺浜寺北防波堤、同防波堤突端から堺浜寺南防波堤突端まで引いた線（以下D線という）、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	堺七区北西端から三百五十度九百七十メートルの地点（以下B地点という。）まで引いた線（以下C線という。）、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）
各種船舶及び危険物を積載した船舶			

大 阪 区		第七区
第一区		
大阪北港北灯台から百十二度七百二十メートルの地点から百九十三度に引いた線（以下G線という。）、正蓮寺川水門、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台（北緯三十四度三十九分六秒東経百三十五度二十四分五十一秒）から百六十六度三十分引いた線（以下H線という。）、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分二十九秒東経百三十五度二十三分三十四秒）まで引いた線（以	大阪北港北灯台から百十二度七百二十メートルの地点から百九十三度に引いた線（以下G線という。）、正蓮寺川水門、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台（北緯三十四度三十九分六秒東経百三十五度二十四分五十一秒）から百六十六度三十分引いた線（以下H線という。）、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分二十九秒東経百三十五度二十三分三十四秒）まで引いた線（以	岸により囲まれた海面（航路を除く。）
各種船舶及び係留施設に係留する場合には、危険物を積載した船舶		

第四区	第三区	第二区
大阪南港南防波堤灯台（北緯三十四度三十七分四十二秒東経百三十五度二十三分二十二秒）から大阪南港北防波堤灯台まで引いた線（以下L線という。）、南港北防波堤、東側南港大橋、かもめ大橋、南防波堤及び陸	K線、千舟橋、岩松橋、大浪橋、住之江大橋、東側南港大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	H線、北港口防波堤、春日出橋、船津橋、端建蔵橋、千舟橋、大阪北港口防波堤灯台から百度の地点から二百三十一度三十分引いた線（以下K線という。）、及び陸岸により囲まれた海面及び水面

第六区	第五区
G線、J線、北港南防波堤、線、M線、港界線、大阪北港北灯台から二百六十九度三十分三十七度三十分から三百七十メートルの地点から三	南防波堤、南港北防波堤、L線、南港南防波堤、かもめ大橋、大和川の港界線、堺北区境界線及び大阪南防波堤灯台からC線（以下M線という。）及び陸岸により囲まれた海面及び水面
各種船舶及び危険物を積載した船舶	岸により囲まれた海面
各種船舶及び危険物を積載した船舶	各種船舶及び危険物を積載した船舶

区屋芦宮西崎尼		
第二区	第一区	
<p>神戸第七防波堤東灯台（北緯三十四度四十分三十四秒東経百三十五度十七分四十五秒）から八十一度三十分千二百七十メートルの地点（以下D地点という。）から三百五十五度に陸岸まで引いた線、D地点から西宮防波堤</p>	<p>鳴尾浜南端から西宮防波堤東灯台（北緯三十四度四十分三十四秒東経百三十五度二十一分三十五秒）まで引いた線（以下N線という。）、同地点から二百二十七度に港界線まで引いた線（以下O線という。）、港界線、大坂区境界線、辰巳橋、五合橋、蓬川橋、南武橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面</p>	<p>十四度三千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から辰巳橋までの大坂市と尼崎市の境界線、辰巳橋、中島出来島橋、城島橋、伝法大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）</p>
各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する

区戸神		
第二区	第一区	第三区
<p>六甲アイランド南西端から第七防波堤西端まで</p>	<p>第二防波堤、同防波堤突端から第一防波堤東端まで引いた線（以下Q線という。）、同防波堤（以下Q線という。）、同防波堤西端から和岬防波堤突端まで引いた線（以下R線という。）、同防波堤、清盛橋、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）</p>	<p>D地点から百七十五度に港界線まで引いた線、港界線、O線、西宮防波堤、P線により囲まれた海面</p>
	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する

第五区	第四区	第三区
<p>ポートアイランド第二期地区南東端から百八十五度に港界線まで引いた線、港界線、T線、R線、第一防波堤、Q線、第二防波堤及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）</p>	<p>和岬防波堤、同防波堤突端から百八十五度に港界線まで引いた線（以下T線という。）、港界線、古川橋、駒栄橋、清盛橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）</p>	<p>第七防波堤東端から八十二度三十分ニ崎西宮区境界線まで引いた線、S線、同防波堤、御影大橋、高橋川橋、尼崎西宮区境界線及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）</p>
	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する

区磨飾		区東		路姫	
第一区	第三区	第二区	第一区	第六区	
<p>東区西防波堤、東区第一区境界線、西防波堤西端から中島南東地区南護岸南東端まで引いた線、飾磨東防波堤、同防波堤西防波堤南端まで引いた線、同防波堤開口</p>	<p>西防波堤西端から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、東区第一区境界線及び東区第一区境界線により囲まれた海面</p>	<p>東区第一区境界線、東区東防波堤突端から九十度に港界線まで引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>東区東防波堤突端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から東区東防波堤突端まで引いた線、同防波堤、灘浜大橋及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）</p>	<p>堺泉北区、大阪区、尼崎西宮第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面</p>	
各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	各種船が積載し、船舶係留施設に係する	

区 畑 広	
第二区	第一区
<p>線及び陸岸によ</p>	<p>部を結んだ線、 同防波堤北端 (以下A地点と いう。)から零 度に陸岸まで引 いた線及び陸岸 により囲まれた 海面並びに夢前 川最下流床止え ん堤、水尾川西 浜橋、船場川飾 磨港大橋、野田 川向島橋及び市 川潮止堰各下流 の河川水面(航 路を除く。)</p>
<p>船積載した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>

区 西		区 干 網	
第二区	第一区	第二区	第一区
<p>港域内海面</p>	<p>東区、飾磨区、 広畑区、網干区 、西区第一区及 び航路を除いた 港域内海面</p>	<p>網干西灯台から 百八十度陸岸 線まで引いた線 、港界線、広畑 区第二区境界線 及び網干区第一 区境界線により 囲まれた海面</p>	<p>り囲まれた海面 (航路を除く。) 網干西灯台(北 緯三十四度四十 五分三十四秒東 経百三十四度三 十五分三十三秒) から二百五十度 に引いた線、同 灯台からB地点 まで引いた線及 び陸岸により囲 まれた海面並び に汐入川水門、 西汐入川水門、 大津茂川大吉橋 、網干川東雲橋 及び揖保川本町 橋各下流の河川 水面</p>
<p>船積載した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>

津 下 山 歌 和		辺 田		
区 山 歌 和		区 三 第	区 二 第	区 一 第
第二区	第一区	港域内海面	第一区及び第二区を除いた海面	第一区
<p>橋及び紀の川北</p>	<p>北防波堤、同防 波堤突端から三 百二十八度四十 五分に引いた線 及び陸岸により 囲まれた海面並 びに土入川土入 北</p>	<p>北防波堤、同防 波堤突端と南防 波堤突端とを結 んだ線、南防波 堤、港橋、築地 鉄橋、材木橋、 紀の川左岸堤防 及び陸岸により 囲まれた海面</p>	<p>仏岩ノ鼻から畠島東端まで 引いた線、第一区境界線及 び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>田辺港磯間導灯(前灯) (北緯三十三度四十三分九 秒東経百三十五度二十二分 四十九秒)から畠島東端ま で引いた線、同島南端から 阪田鼻まで引いた線及び陸 岸により囲まれた海面</p>
<p>船積載した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船</p>

区 南 海		南 区	北 区
第二区	第一区		
<p>れた海面</p>	<p>海面 により囲まれた (以下A線とい う。)及び陸岸 まで引いた線 船尾地区南西端 から北防波堤 突端まで引いた 線及び陸岸によ り囲まれた海面</p>	<p>南防波堤、同防 波堤突端から二 百四十八度十五 分三十二秒東 経の地点まで 引いた線、同 地点から百三十七 度二百三十七 メートルの地点 まで引いた線、 同地点から台場 ノ鼻まで引いた 線及び陸岸によ り囲まれた海面</p>	<p>北港西防波堤、 同防波堤突端か ら北港北防波堤 突端まで引いた 線、北港北防波 堤及び陸岸によ り囲まれた海面</p>
<p>船積載した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>	<p>各種船 及び 危険物 を積載 した船</p>

下津区
ツブネ鼻から二百一度に陸岸まで引いた線、下津牛ヶ首防波堤灯台（北緯三十四度六分五十二秒東経百三十四度八分二十三秒）から二十四度千五百五メートルの地点から百六十四度三十分引いた線、旭橋及び陸岸により囲まれた海面及び河川水面（航路を除く。）

各種船及び船舶積載物に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び河川水面（航路を除く。）

境	有田区	第一区	第二区	第三区	港外	第一区
陸岸に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	地ノ島鹿ノ首から八十七度に引いた線、同島南端から九十六度に引いた線（以下B線という。）及び陸岸により囲まれた海面	B線、港界線、苧藻島三角点（四十七メートル）（北緯三十四度五分三十六秒東経百三十五度五分五十一秒）から五十五度百二十五メートルの地点から二百七十度に引いた線（以下C線という。）及び陸岸により囲まれた海面	C線、港界線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安諦橋に下流の河川水面	和歌山区、海南区、下津区、有田区及び航路を除いた港域内海面	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	各種船及び船舶積載物に係留する場合における危険物

境	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
陸岸に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線	境防波堤、同防波堤灯台（北緯三十五度三十三分八秒東経百三十三度十六分二十秒）から零度に引いた線、境港去ルガ鼻灯台（北緯三十五度三十一分四十九秒東経百三十三度十一分四十四秒）から百十九度に引いた線

尾道糸崎						
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区
岩屋山山頂から零度に引いた線（以下A線という。）以東の港域内海面（航路を除く。）	A線、尾道灯台（北緯三十四度二十四分六秒東経百三十三度十一分四十三秒）から四十七度九百七十メートルの地点から百九十六度に引いた線（以下B線という。）及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	B線、尾道灯台から零度に引いた線（以下C線という。）及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	C線、牛ノ浦灯台（北緯三十四度二十三分四十四秒東経百三十三度十分四十四秒）から三百四十五度に引いた線（以下D線という。）及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	各種船及び船舶積載物に係留する場合における危険物	各種船及び船舶積載物に係留する場合における危険物	各種船及び船舶積載物に係留する場合における危険物

呉	第 五 区	第 六 区	第 五 区
豆倉鼻から百九十九度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	D線、六本松ノ鼻から百八十度引いた線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	第一区から第五区まで及び航路を除いた港域内海面	
各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶

岩 国		島 広				
第 二 区	第 一 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	仁 方 区	広 区
第一区を除いた港域内海面及び河川水面	岩国港北防波堤灯台から九十度千メートルの地点を中心とする半径四百メートルの円内の海面	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面並びに河川水面	宇品灯台から似島大筏鼻まで引いた線、A線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	宇品灯台（北緯三十四度二十分二十六秒東経百三十二度二十七分四十六秒）から金輪島金輪尻ノ鼻を経てタツガ鼻まで引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに猿猴川仁保橋及び瀬野川明神橋各下流の河川水面（航路を除く。）	仁方区に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下猫崎から二百七十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶

徳 山 下 松						
第 一 区						
西ノ島三角点（二十三メートル）（北緯三十四度三分三十一秒）から二十二度二十六分五十五メートルの地点から若山山頂を見通した線（以下A線という。）、同三角点から九十八度千四百メートルの地点から蛇島三角点（五十一メートル）（北緯三十四度一分二十二秒東経百三十一度四十七分五十一秒）から二百三十四度二百七十メートルの地点（以下A地点という。）まで引いた線（以下B線という。）、A地点から百七十七度大島半島まで引いた線（以下C線という。）及び陸岸により囲まれた海面						
各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶

第 二 区	各種船及び危険物を積載した船舶
天神山山頂からハナグリ鼻まで引いた線（以下D線という。）、寺崎から茶白山山頂を見通した線及び陸岸により囲まれた海面	各種船及び危険物を積載した船舶
各種船及び危険物を積載した船舶	各種船及び危険物を積載した船舶

第 三 区	第 四 区	門 関 区 司 門
港界線及び陸岸により囲まれた海面 A線、B線、C線、D線、	第一区から第三区までを除いた港域内海面及び水面	門司船舶通航信号所（北緯三十三度五十三分五十分七秒東經百三十度五十五分七秒）から三百五十五度三十分五十九メートルの地点から百八十度八十分の地点（以下A線という）、関門航路南側線及び陸岸により囲まれた海面
各種船を積載した船舶に限り	各種船及び危険物を積載した船舶に限り	各種船舶係留施設に係留する場合に於けるおける危険物を積載した船舶に限り

種船舶は、沿岸付近（柁方）において、同鼻南西端から二百二十一度五十分の地点まで引いた線、	各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶係留施設に係留する場合に於けるおける危険物を積載した船舶に限り
同鼻南西端から二百二十一度五十分の地点まで引いた線、	各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶係留施設に係留する場合に於けるおける危険物を積載した船舶に限り
同鼻南西端から二百二十一度五十分の地点まで引いた線、	各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶係留施設に係留する場合に於けるおける危険物を積載した船舶に限り

府 長 区	野 田 浦 区	小 倉 区
B線、関門航路北側線、部埼灯台（北緯三十三度五十分七秒三十四分秒）から五十一度一分二十三秒）から五十一度三十分九百五十五メートルの地点から三百三十九度三千四百四十分の地点まで引いた線、同地点から三百三十七度千七百十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百九度千二百三十分メートルの地点まで引いた線、同地点から三百度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	関門航路南側線、部埼灯台から五十六度三十分六分四十分メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東經百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三十分三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び境川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という）、及び陸岸により
各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶を積載した船舶に限り

山 西 区	松 若 区
C線、関門航路北側線、台場鼻潮流信号所から百八十二度三十分二十メートルの地点から三百度四百七十七メートルの地点まで引いた線、南風泊北防波堤、同防波堤突端から南風泊東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	第一区 牧山信号所から二百五十四度千六百八十分メートルの地点から二十度引いた線（以下E線という）、及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） 第二区 牧山信号所から三百五十五度引いた線（以下F線という）、E線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） 第三区 若戸大橋南側線（以下G線という）、F線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。） 第四区 若松港口信号所から二百三十七度三十分二千六百二十メートルの地点から百三十三度引いた線（以下H線という）、響灘大橋、G線及び陸
各種船舶を積載した船舶に限り	各種船舶を積載した船舶に限り

今治	山松				出坂
第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	
東防波堤、今治港東防波堤灯台（北緯三十四度四十二分十八秒東経百三十三度二十一秒）から二百三十度に引	第一区を除いた港域内海面	興居島神埼から白石鼻まで引いた線、同島黒埼から松山港防波堤灯台（北緯三十三度五十二分三秒東経百三十二度四十二分二十七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	第一区を除いた港域内海面	北緯三十四度二十分十二秒の緯度線以南の港域内海面	した船
各種船係留施設に係	各種船係留施設に係	各種船係留施設に係	各種船係留施設に係	各種船係留施設に係	した船

新居浜					
第三区		第二区	第一区	第三区	第二区
御代島三角点（七十四メートル）（北緯三十	御代島北端から零度に引いた線、第一区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	御代島北端から零度に引いた線（以下A線という。）、垣生埼から零度に引いた線、第一区境界線、港界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	東防波堤、同防波堤突端から西防波堤突端まで引いた線、西防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川水面（航路を除く。）	来島山尻ノ鼻からそれぞれ百十七度及び二百五十四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	第一区及び第三区を除いた港域内海面
危険物を積載	危険物を積載	危険物を積載	危険物を積載	危険物を積載	危険物を積載

多博					
第一区		多喜浜区		第四区	
面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御
面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御	面並びに新千鳥橋下流の御

崎長		池三			
第一区	第二区	第一区	第四区	第三区	第二区
戸町三角点（百七十二メートル）（北緯三十二度四十分三分四十六秒東経百二十九	第一区及び航路を除いた港域内海面	北防砂堤、南防砂堤、北防砂堤突端と南防砂堤突端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面（ドックを含み、航路を除く。）	第一区から第三区まで及び航路を除いた港域内海面	天狗鼻から三十二度三十分引いた線、浜埼から妙見岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中第一区、第二区及び航路を除いた部分	A線、A地点から西戸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）
各種船係留施設	各種船係留施設	各種船係留施設	各種船係留施設	各種船係留施設	各種船係留施設

<p>区四第 C線及び陸岸により囲まれた海面</p>	<p>区三第 長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台(北緯三十二度四十二分三十秒東経百二十九度四十九分四十九秒)から小ケ倉柳ふ頭北端まで引いた線(以下C線という)、同灯台から皇后ふ頭南西端まで引いた線(以下D線という)、B線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)</p>	<p>区二第 大久保三角点(二百三十四メートル)(北緯三十二度四十二分四十七秒東経百二十九度五十一分二十四秒)から三百十九度八百三十一メートルの地点から二百九十六度に陸岸まで引いた線(以下B線という)、A線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)</p>	<p>度五十二分八秒)から二百六十二度三十分八百メートルの地点から二百八十八度に引いた線(以下A線という。及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台から八十九度六十メートルの地点から零度に引いた線以西の中島川水面</p>
係留施設及び各種船舶に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限

保世佐		区二第	区一第	区六第	区五第							
係留施設及び各種船舶に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限

島児鹿		区港新	区港本	区三第
係留施設及び各種船舶に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	新港北防波堤、同防波堤突端から鹿児島港新港南防波堤灯台(北緯三十一度三十分)	浜町防波堤、同防波堤南端から本港東防波堤北端まで引いた線、同防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、同防波堤南端から本港南防波堤北端まで引いた線、同防波堤、同防波堤南端から新港北防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面
係留施設及び各種船舶に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	係留施設及び各種船舶に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限	各種船舶及び危険物の積載を積載した船舶は、船は、沿岸付に制限

<p>別表第二(第八条関係)</p> <p>各種船舶とあるのは、危険物を積載した船舶以外の船舶をいう。</p> <p>(備考) この表中停泊すべき船舶の欄において各種船舶とあるのは、危険物を積載した船舶をいう。</p>	港外	区山	谷	区港南		
	本港区、新港区、南港区、谷山区及び航路を除いた港域内海面	鹿児島港谷山区南防波堤灯台(北緯三十一度二十八分四十五秒東経百三十度三十二分四十四秒)まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	船	港	港	港
	危険物を積載した船舶	船	港	港	港	港

		館 函	蘭 室
北航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	室蘭港北外防波堤灯台（北緯四十二度二十一分十三秒東経百四十四度五十五分一秒）から二百七十度に港界線まで引いた線、同灯台から九十度三千六百二十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から百二十四度第一区境界線まで引いた線と室蘭港南外防波堤灯台（北緯四十二度二十五分五十六秒東経百四十四度五十四分五十八秒）から港界線屈曲点まで引いた線、同灯台から七十九度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から八十九度千七百七十メートルの地点まで引いた線、同地点から九十五度八百メートルの地点まで引いた線及び同地点から百二十四度に第一区境界線まで引いた線との間の海面

森 青	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面	樽 小	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
一 新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点 二 新北防波堤東端から三百四十度三十分千七百五十五メートルの地点 三 新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十三メートルの地点 四 新北防波堤東端から三百二十九度三十分千八百八十八メートルの地点	一 函館港北防波堤灯台から二百三十八度六百五十五メートルの地点 二 函館港北防波堤灯台から二百六十五度三十分五百六十メートルの地点 三 函館港北防波堤灯台から百四十七度三百七十七メートルの地点 四 函館港北防波堤灯台から二百三十八度六百五十五メートルの地点	一 小樽港島堤灯台から二百五十一度二百五十五メートルの地点 二 小樽港島堤灯台 三 小樽港島堤灯台から百六度に引いた線と港界線との交点 四 小樽港島堤灯台から三百一度三百五十五メートルの地点 五 北防波堤南端 六 小樽港島堤灯台から三十七度三十分二百三十五メートルの地点 七 小樽港島堤灯台から七十七度三十分引いた線と港界線との交点	二 函館港第三防砂堤灯台から二百七十三度三十分二百五十五メートルの地点 三 函館港第三防砂堤灯台から二百五十八度七百二十メートルの地点 四 函館港第三防砂堤灯台から百六十八度六百十メートルの地点 五 函館港第三防砂堤灯台から二百二十四度四百七十メートルの地点 六 函館港第三防砂堤灯台から二百三十四度七百五十メートルの地点

戸 八		東航路	八戸港白銀西防波堤東灯台（北緯四十度三十二分十六秒東経百四十一度三十二分四十八秒）から三百五十五メートルの地点まで引いた線及び同灯台から百八十度百十メートルの地点まで引いた線と白銀北防波堤屈曲部と八戸港白銀北防波堤灯台（北緯四十度三十二分二十二秒東経百四十一度三十二分五十三秒）との間の同防波堤、同灯台から三百五十二度五十五メートルの地点まで引いた線及び同防波堤屈曲部南西角から百八十度二百五十五メートルの地点まで引いた線との間の海面
西航路	八戸港白銀西防波堤西灯台（北緯四十度三十二分十八秒東経百四十一度三十二分三秒）から百四十六度二百七十メートルの地点及び同灯台から百七十七度三十分三十二メートルの地点からそれぞれ三百七十七度三十分四メートルの地点まで引いた線との間の海面	本航路に於ける	

津 更 木	釜 塩 台 仙
富津航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	一 地蔵島灯台（北緯三十八度十九分二十二秒東経百四十一度四分十六秒）から二百六十八度二千二百九十メートルの地点 二 地蔵島灯台から二百七十八度三十分三百六十五メートルの地点 三 地蔵島灯台から二百七十七度五十分メートルの地点 四 地蔵島灯台から九十八度二千五百六十メートルの地点 五 地蔵島灯台から百九度三十分四千八百三十分メートルの地点 六 地蔵島灯台から二百六十四度三十分二千二百八十五メートルの地点 七 地蔵島灯台から二百五十八度三百八十メートルの地点 八 地蔵島灯台から二百度百八十メートルの地点 九 地蔵島灯台から百一度二千五百三十五メートルの地点 十 地蔵島灯台から百十一度四千八百五十分メートルの地点
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	木更津港防波堤西灯台から二百七十七度三十分二百七十度六百五十七メートルの地点からそれぞれ三百度五千六十五メートルの地点まで引いた線との間の海面

市原航路	千葉航路	分五千六十メートルの地点 四 木更津港防波堤西灯台から二百三十二度五千四百三十メートルの地点 五 木更津港防波堤西灯台から二百六十三度五千六百六十メートルの地点 六 木更津港防波堤西灯台から二百七十二度五千五百三十メートルの地点 第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 千葉灯標から六十五度五千六百八十メートルの地点 二 千葉灯標から四十九度三千八百メートルの地点 三 千葉灯標から三十六度三十分二十六百五十メートルの地点 四 千葉灯標から二百八十四度千三百五十メートルの地点 五 千葉灯標から六十二度五千八百六十メートルの地点 六 千葉灯標から三十六度三十分三千五百九十メートルの地点 七 千葉灯標から二百九十二度三十分千六百二十メートルの地点 千葉港五井防波堤灯台（北緯二十五度三十三分五十二秒東経百四十四度三十九秒）から百四度三十分三百八十五メートルの地点（以下B地点という）から二百九十一度二千三百五十メートルの地点まで引いた線とB地点から二十五度二百五十メー
------	------	--

東京東航路	姉崎航路	千の地点から二百九十度二千三百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面 千 千葉灯標から二百二度七千三百五十メートルの地点（以下C地点という）から三百二十五度千五百メートルの地点まで引いた線とC地点から二百四十七度三百七十メートルの地点から三百二十二度千四百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面	トルの地点から二百九十度二千三百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面 千 千葉灯標から二百二度七千三百五十メートルの地点（以下C地点という）から三百二十五度千五百メートルの地点まで引いた線とC地点から二百四十七度三百七十メートルの地点から三百二十二度千四百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面	るきでがとこいならよに路航本、は船舶の満未ント千数ント総
-------	------	--	---	------------------------------

川崎航路	東京西航路	第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 十五号地南信号所から二百六十二度三十分七百十メートルの地点 二 十五号地南信号所から二百五十五度三十分六百七十メートルの地点 三 十五号地南信号所から百七十七度千三百八十メートルの地点 四 十五号地南信号所から二百五十三度三十分千十メートルの地点 五 十五号地南信号所から二百四十六度九百六十メートルの地点 六 十五号地南信号所から百八十七度三十分千五百七十メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 羽田船舶信号所から三百二十三度三十分六千八百二十メートルの地点 二 羽田船舶信号所から三百二十七度四千二百メートルの地点 三 羽田船舶信号所から五十三度千五百十メートルの地点 四 羽田船舶信号所から三百二十九度七千三百三十メートルの地点 五 羽田船舶信号所から三百三十三度三十分四千七百三十メートルの地点 六 羽田船舶信号所から四十八度二千六百六十メートルの地点 川崎信号所（以下A地点という）から二百二度七十メートルの地点から百
------	-------	---

鶴見航路	十五度二百五十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から九十八度千九百五十メートルの地点まで引いた線とA地点から二百二度四百二十メートルの地点から百二度二百六十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から百八十八度千三百五十メートルの地点まで引いた線との間の海面 第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十一号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 鶴見信号所から二十六度三十分三百九十メートルの地点 二 鶴見信号所から二百八十六度三十分九十九メートルの地点 三 鶴見信号所から百九十四度三十分三百六十メートルの地点 四 鶴見信号所から百五十六度二千四百四十メートルの地点 五 鶴見信号所から百五十二度三千七十七メートルの地点 六 鶴見信号所から三百五十八度三十分六百八十八メートルの地点 七 鶴見信号所から三百三十九度三十分六百メートルの地点 八 鶴見信号所から二百七十七度三十分六百メートルの地点 九 鶴見信号所から二百二十三度七百三十メートルの地点
------	--

木 伏		
路 伏		横 横
航 木		航 航
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面

山 富

路 富	路 富	路 新	
山	山	湊	
航	航	航	
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から	富山東防波堤灯台（北緯三十六度四十五分五十六秒東経百三十七度十三分四十秒）から零度に港界線まで引いた線の西側幅三メートルの海面	新湊東防波堤北端（以下A地点という。）から三十五度に港界線まで引いた線とA地点から三百五十六メートルの地点から三十五度に港界線まで引いた線及び同地点から新湊西防波堤北端まで引いた線との間の海面	第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面

屋 古	水 清	
名	水	
東	清	
航	水	
路	水	
第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	中田川右岸突端から九十度六十メートルの地点（以下A地点という。）から二度二千八百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から五十二度六百八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から七十七度に港界線まで引いた線との間の海面	第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面

	西 航	
	航	
第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面	三 伊勢湾灯標（北緯三十四度五十六分十七秒東経百三十六度四十七分三十三秒）から三百五十六度千五百八十メートルの地点

市 日 四		北 航 路
第 二 航 路	第 一 航 路	
第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の	四日市港東防波堤南灯台（北緯三十四度五十七分五秒東経百三十六度三十九分三十二秒）から二百六十度五百九十三メートルの地点（以下A地点という。）から九十五度十九分千八百六十メートルの地点まで引いた線とA地点から百八十五度十九分三百メートルの地点から九十五度十九分千八百六十メートルの地点まで引いた線との海面	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 金城信号所から二十四度四十二メートルの地点 二 金城信号所から八十七度三十分五十八メートルの地点 三 金城信号所から百七十五度三十分七十五メートルの地点 四 金城信号所から二十六度三十分四十六メートルの地点 五 金城信号所から百三度八十七メートルの地点 六 金城信号所から百六十九度三十分千二百八十八メートルの地点

午 起 航 路	第 三 航 路
四日市港東防波堤南灯台から三百二十五度四十分	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 四日市港東防波堤北灯台から三十七度三十分二十九メートルの地点 二 四日市港東防波堤北灯台から四十七度三十四度四十七メートルの地点 三 四日市港東防波堤北灯台から五十一度三十分三度六分三十分メートルの地点 四 四日市港東防波堤北灯台から五十八度三十七度七十分メートルの地点 五 四日市港東防波堤北灯台から三十一度三十三度六十メートルの地点 六 四日市港東防波堤北灯台から四十六度四十二度三十分メートルの地点 七 四日市港東防波堤北灯台から五十七度三十分四度四十分メートルの地点

南 阪	鶴 舞
第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第七号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 阪南港新西防波堤北灯台から九十九度二十度三十分の地点 二 阪南港新西防波堤北灯台から一度九百三十分の地点 三 阪南港新西防波堤北灯台から三百五十七度千二百四十メートルの地点 四 阪南港新西防波堤北灯台から三百四十四度二千三百四十メートルの地点	戸島南端、同地点から百九十五度千五百五十分メートルの地点、同地点から二百七十八度五百八十分メートルの地点、同地点から十四度三十分二十六度九十分メートルの地点、同地点から八度八十分メートルの地点、同地点から三百三十五度千五百六十分メートルの地点、同地点から八十三度五百メートルの地点、同地点から百五十三度千四百メートルの地点及び獅子鼻を順次に結んだ線、サイ埼、ミヨ埼、鳥島北端、同地点から二百六十八度三十分千二百四十メートルの地点及び戸島東端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面

神 阪	泉 佐 野 航 路
堺 航 路	浜 寺 航 路
第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との海面 一 堺信号所から百十二度千四百三十分メートルの地点 二 堺信号所から三百十六度三十分二百一十分の地点 三 堺信号所から三百一十三度三十分七十分メートルの地点	浜寺信号所（以下A地点という。）から二百一十三度三十分三百八十分メートルの地点から二百七十七度六千八百五十分メートルの地点まで引いた線とA地点から百九十二度六百五十五メートルの地点から二百七十七度六千八百五十分メートルの地点まで引いた線との海面 泉佐野沖防波堤北端から九十九度三十分メートルの地点（以下B地点という。）から零度二千六百六十メートルの地点まで引いた線とB地点から九十九度二十度二百二十メートルの地点から零度二千六百六十メートルの地点まで引いた線との海面

神戸中 央航路	大阪航路	四 堺信号所から二百九十九度三十分三千七百三十メートルの地点 五 堺信号所から二百九十度五千二百九十メートルの地点 六 堺信号所から百度千二百六十メートルの地点 七 堺信号所から三百四十九度三十分四百メートルの地点 八 堺信号所から三百四度三十分三千七百三十メートルの地点 九 堺信号所から二百九十三度五千四百メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 大阪南港南防波堤灯台から三十九度千七百二十メートルの地点 二 大阪南港南防波堤灯台から三百四十五度三十分七十分七十分の地点 三 大阪南港南防波堤灯台から三百三十四度六十七メートルの地点 四 大阪南港南防波堤灯台から二十八度千九百二十メートルの地点 五 大阪南港南防波堤灯台から三百三十九度千二百メートルの地点 六 大阪南港南防波堤灯台から三百三十度千六十六メートルの地点 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 神戸第六防波堤灯台（北緯三十四度四十分十四
------------	------	--

神戸西航路	新港航路	秒東経百三十五度十四分四十三秒）から三百四十一度三十分二百五十メートルの地点 二 神戸第六防波堤灯台から百四十九度三千六百二十メートルの地点 三 神戸第六防波堤灯台から三十四度三十分六分十メートルの地点 四 神戸第六防波堤灯台から百四十一度三千六百四十メートルの地点 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度五十分十四秒）から三百十度三千二百メートルの地点 二 神戸第七防波堤西灯台から三百一十一度三十分千五百五十メートルの地点 三 神戸第七防波堤西灯台から三百三度三千二百二十メートルの地点 四 神戸第七防波堤西灯台から二百九十七度千五百八十メートルの地点 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 神戸和田岬防波堤灯台（北緯三十四度三十九分十秒東経百三十五度十一分十五秒）から十一度三百八十メートルの地点 二 神戸和田岬防波堤灯台から百八十五度五百八十メートルの地点
-------	------	--

東播磨	姫路	東播磨港別府西防波堤灯台（北緯三十四度四十一分五十四秒東経百三十四度四十九分五十四秒）から三十九度二百九十五メートルの地点から二百十五度千二百九十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百三十二度二千五百メートルの地点まで引いた線と同灯台から八十九度四百九十メートルの地点から二百四十四度千三百四十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百三十二度二千五百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面 三 神戸和田岬防波堤灯台から三十七度三十分四十分四十分の地点 四 神戸和田岬防波堤灯台から百六十六度六百二十メートルの地点 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 妻鹿東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分二十七秒東経百三十四度四十分一分十二秒）から三百五十七度三百メートルの地点 二 妻鹿東防波堤灯台から百八十七度千四百八十五メートルの地点 三 妻鹿東防波堤灯台から三百十六度四百五十五メートルの地点 四 妻鹿東防波堤灯台から百九十八度三十分千五百二十五メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 飾磨東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分四十八秒東経百三十四度三
-----	----	--

和歌山	下津航路	広畑航路	十九分十秒）から十五度三十三分五十分の地点 二 飾磨東防波堤灯台から三百二十五メートルの地点 三 飾磨東防波堤灯台から百八十六度千二百三十分の地点 四 飾磨東防波堤灯台から三百四十四度四百五十分の地点 五 飾磨東防波堤灯台から二百六十八度二百六十分の地点 六 飾磨東防波堤灯台から百九十七度千二百七十分の地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第五号の地点まで引いた線との間の海面 一 広畑東防波堤灯台（北緯三十四度四十五分五十分東経百三十四度三十七分四十四秒）から八度三十分三百メートルの地点 二 広畑東防波堤灯台から百九十九度七百七十分の地点 三 広畑東防波堤灯台から百九十二度三十分引いた線と港界線との交点 四 広畑東防波堤灯台から三百十五度五百四十メートルの地点 五 広畑東防波堤灯台から百九十七度四十五分引いた線と港界線との交点 下津牛ヶ首防波堤灯台から二百八十五度三百メートルの地点（以下A地点という）から二百七十八
-----	------	------	--

<p>島水</p>	<p>境</p>	<p>津下</p>
<p>路港内航</p>	<p>境港指向灯から七十五度三十分二千八百二十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から九十度千九百九十メートルの地点まで引いた線の両側それぞれ幅八十メートルの海面中鯨島から百八十度引いた線以東の部分</p>	<p>北区航</p> <p>北港西防波堤突端から和歌山北港西防波堤灯台（北緯三十四度十四分六秒東経百三十五度七分五秒）（以下B地点という。）から二百八十三度四十分千三百八十メートルの地点まで引いた線と北港北防波堤突端からB地点から二百九十五度千四百七十七メートルの地点まで引いた線との間の海面</p> <p>度四百七十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千四百九十メートルの地点まで引いた線とA地点から八度百メートルの地点から二百七十八度二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から三百三度千七百三十メートルの地点まで引いた線との間の海面</p> <p>第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 水島信号所から二百八十二度八百七十五メートルの地点</p> <p>二 太濃地島三角点（四十三メートル）（北緯三十四度二十六分五十二秒東経百三十三度四十五分十二秒）から三十五度千七百五十メートルの地点</p> <p>三 太濃地島三角点から九十七度千九百メートルの地点</p>

<p>崎糸道尾</p>	
<p>第二航路</p> <p>次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅二十五メートルの海面</p> <p>一 A地点</p> <p>二 浄土寺山山頂から百四十度千メートルの地点</p> <p>三 浄土寺山山頂から百六十四度五百二十メートルの地点</p> <p>四 浄土寺山山頂から二百度六百メートルの地点</p> <p>五 尾道灯台から二十八度三百六十メートルの地点</p> <p>六 尾道灯台から三百十度百五十メートルの地点（以下B地点という。）</p>	<p>第一航路</p> <p>次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面</p> <p>一 大磯鼻から五十九度二百五十メートルの地点</p> <p>二 大磯鼻から二十度六百三十メートルの地点</p> <p>三 戸崎から三百二十二度千四十メートルの地点</p> <p>四 戸崎から三百十二度千四百十メートルの地点（以下A地点という。）</p> <p>次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅二十五メートルの海面</p> <p>一 A地点</p> <p>二 浄土寺山山頂から百四十度千メートルの地点</p> <p>三 浄土寺山山頂から百六十四度五百二十メートルの地点</p> <p>四 浄土寺山山頂から二百度六百メートルの地点</p> <p>五 尾道灯台から二十八度三百六十メートルの地点</p> <p>六 尾道灯台から三百十度百五十メートルの地点（以下B地点という。）</p> <p>四 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）別表第二水島航路の項第一号に掲げる地点</p> <p>五 水島信号所から二百七十一度千二百八十五メートルの地点</p> <p>六 太濃地島三角点から二度千四百四十メートルの地点</p> <p>七 太濃地島三角点から八十九度二百七十五メートルの地点</p> <p>八 海上交通安全法施行令別表第二水島航路の項第十三号に掲げる地点</p>

<p>門関</p> <p>路関門航</p> <p>第一号の地点から第十四号の地点までを順次に結んだ線と第十五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点</p>	<p>島広</p> <p>第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 長森三角点（百五十二メートル）（北緯三十四度二十分三十七秒東経百三十二度二十九分五十八秒）から二百六十度三十分二千五百三十メートルの地点</p> <p>二 長森三角点から二百四十五度三十分二千八百六十メートルの地点</p> <p>三 長森三角点から二百五十六度三十分七千六十メートルの地点</p> <p>四 長森三角点から二百五十六度一万五千メートルの地点</p> <p>五 長森三角点から二百六十二度三十分二千八百二十メートルの地点</p> <p>六 長森三角点から二百五十四度三十分三千五百四十メートルの地点</p> <p>七 長森三角点から二百六十度七千九百メートルの地点</p> <p>八 長森三角点から二百五十八度一万七千メートルの地点</p>	<p>第三航路</p> <p>次の各地点を順次に結んだ線の両側それぞれ幅五十メートルの海面</p> <p>一 B地点</p> <p>二 尾道灯台から二百四十九度四百六十メートルの地点</p> <p>三 大鯨島北端から五十五度八百五十メートルの地点</p> <p>四 大鯨島北端から三百十度二百五十メートルの地点</p>
---	---	---

<p>部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点</p>	<p>十 台場鼻潮流信号所から二百二十四度三十分五百十五メートルの地点</p> <p>十一 台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分六百五十五メートルの地点</p> <p>十二 六連島灯台（北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十度五十二分四秒）から百二十九度千六百十メートルの地点</p> <p>十三 六連島灯台から七十四度三十分千六百十メートルの地点</p> <p>十四 六連島灯台から三十七度二千五百七十七メートルの地点</p> <p>十五 部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点</p>	<p>二 部埼灯台から三百二十六度三十分三千三百三十メートルの地点</p> <p>三 火ノ山下潮流信号所から六十一度三千二百四十メートルの地点</p> <p>四 火ノ山下潮流信号所から二百十九度四百五十一メートルの地点</p> <p>五 白木崎から三百十九度三十分千七百十メートルの地点</p> <p>六 門司船舶通航信号所から十八度三十分二千十メートルの地点</p> <p>七 門司船舶通航信号所から十四度千七百十メートルの地点</p> <p>八 門司船舶通航信号所から三百三十一度三十分千五百四十メートルの地点</p> <p>九 門司船舶通航信号所から三百十八度三十分二千二百二十メートルの地点</p>
----------------------------------	---	---

十六 部埼灯台から十度三十分八百二十メートルの地点	十七 部埼灯台から三百十五度二千二百五十メートルの地点	十八 部埼灯台から三百五度二千八百七十メートルの地点	十九 門司埼灯台	二十 白木埼から二百六十一度四百九十メートルの地点	二十一 門司船舶通航信号所から三十七度三十分千五百六十メートルの地点	二十二 門司船舶通航信号所から二百七十七度八百二十メートルの地点	二十三 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分千九百四十メートルの地点	二十四 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点	二十五 若松洞海湾口防波堤灯台(北緯三十三度五十六分二十八秒東経百三十度五十一分二秒)から九十七度九百十メートルの地点	二十六 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点	二十七 六連島灯台から百四十六度九百三十メートルの地点	二十八 六連島灯台から六十三度六百五十メートルの地点	二十九 六連島灯台から二十三度三十分九百六十メートルの地点
---------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------	---------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	---	-----------------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------

砂津航路	響航路	関門第二航路
第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 白洲灯台から二百一十六度三十分九百七十七メートルの地点 二 白洲灯台から二百七度四十三分四百四十メートルの地点 三 白洲灯台から二百七度四十三分四百四十メートルの地点 四 白洲灯台から二百一十四度三千六百六十メートルの地点 五 白洲灯台から二百八十二度二千四百九十メートルの地点	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点 二 若松洞海湾口防波堤灯台から三百三十二度二千三百三十メートルの地点 三 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度千八百八十メートルの地点 四 若松洞海湾口防波堤灯台から三十二度二千四百七十七メートルの地点 五 若松洞海湾口防波堤灯台から十五度千九百七十メートルの地点 六 若松洞海湾口防波堤灯台から五度二千七百七十メートルの地点

戸畑航路	第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 若松港口信号所から百三十五度三十分二千三百四十五メートルの地点 二 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点 三 若松港口信号所から百三十五度三十分二千七百四十メートルの地点 四 若松港口信号所から百二十三度二千六百八十五メートルの地点	第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 砂津防波堤灯台(北緯三十三度五十三分三十七秒東経百三十度五十三分三十八秒) 二 砂津防波堤灯台から五十五度四十五分四百七十五メートルの地点 三 砂津防波堤灯台から五十四度六百八十メートルの地点 四 砂津防波堤灯台から四十四度九百メートルの地点 五 門司船舶通航信号所から二百八十五度三十分千九百四十メートルの地点 六 砂津防波堤灯台から百二十五度百五十五メートルの地点 七 砂津防波堤灯台から七十九度五百七十メートルの地点 八 砂津防波堤灯台から六十七度千三百メートルの地点 九 門司船舶通航信号所から二百七十七度八百二十メートルの地点

若松航路	第五号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面
第一号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線と第十一号の地点から第二十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 牧山信号所から二百一十八度七百五十メートルの地点 二 牧山信号所から三百四度七百三十五メートルの地点 三 牧山信号所から三百三十度八百五十メートルの地点 四 牧山信号所から二十二度三十分千五百三十五メートルの地点 五 若松港口信号所から二百二十五度三千メートルの地点 六 若松港口信号所から二百二十六度三十分二千五百三十五メートルの地点 七 若松港口信号所から二百二十五度三十分二千五メートルの地点 八 若松港口信号所から二百六度三十分百二十五メートルの地点 九 若松港口信号所から百七十七度三十分千四百四十メートルの地点 十 若松港口信号所から百七度二千三百メートルの地点 十一 牧山信号所から二百四十一度三十分七百七十五メートルの地点 十二 牧山信号所から三百五十九度四百四十メートルの地点	第五号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 若松港口信号所から百三十七度三十分二千二百五メートルの地点

奥 洞 海 航 路	<p>十三 牧山信号所から三百二十四度九百八十五メートルの地点</p> <p>十四 牧山信号所から十三度千四百五十五メートルの地点</p> <p>十五 牧山信号所から十三度千六百十メートルの地点</p> <p>十六 若松港口信号所から二百三十二度三十分二千八百六十五メートルの地点</p> <p>十七 若松港口信号所から二百三十四度二千五百一十メートルの地点</p> <p>十八 若松港口信号所から二百二十三度三十分千二百メートルの地点</p> <p>十九 若松港口信号所から百九度三十分千二百三十五メートルの地点</p> <p>二十 若松洞海湾口防波堤灯台から九十七度九百十メートルの地点</p> <p>次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面</p> <p>一 牧山信号所(以下A地点という。)から三百五十九度九百四十メートルの地点</p> <p>二 A地点から二百七十九度千四百五十五メートルの地点</p> <p>三 A地点から二百六十七度三十分千四百二十五メートルの地点</p> <p>四 二島信号所(以下B地点という。)から八十七度八百九十メートルの地点</p> <p>五 B地点から百三十七度三十分二百五十五メートルの地点</p> <p>六 B地点から二百四十七度二千九百五十五メートルの地点</p>
-----------------------	--

高 島 松	小 島	徳	安 瀬 航 路	<p>七 B地点から二百四十四度二千メートルの地点</p> <p>八 B地点から九十五度九百二十五メートルの地点</p> <p>九 A地点から二百五十八度千六百六十五メートルの地点</p> <p>十 A地点から二百六十五度三十分千二百七十五メートルの地点</p> <p>十一 A地点から二百九十七度八百三十五メートルの地点</p> <p>第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第五号の地点まで引いた線との間の海面</p> <p>一 和合良島島頂から二百五十一度三十分二千五百八十メートルの地点</p> <p>二 和合良島島頂から二百四十八度二千五百一十メートルの地点</p> <p>三 和合良島島頂から二百四十五度千四百六十メートルの地点</p> <p>四 和合良島島頂から二百四十二度二千五百八十メートルの地点</p> <p>五 和合良島島頂から二百三十度千三百八十メートルの地点</p> <p>南岸壁東端から南防波堤北端まで引いた線と北岸壁東端から東防波堤南端まで引いた線との間の海面</p> <p>第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面</p> <p>一 高松港朝日町外防波堤南灯台(北緯三十四度二十一分四十分四十分東経百三十四度三十分五十九秒)から百九十七度三十分百五十五メートルの地点</p>
-------------	--------	---	------------------	---

知 高	新 居 浜	第 二 航 路	第 一 航 路	<p>二 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百五十六度三十分五百メートルの地点</p> <p>三 高松港朝日町外防波堤南灯台から二百五十度三十分三百メートルの地点</p> <p>四 高松港朝日町外防波堤南灯台から三百三十度三十分五百七十五メートルの地点</p> <p>新居浜港東防波堤灯台(北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度十五分五十六秒)から二百七十度六十メートルの地点から御代島三角点(七四メートル)から百三十三度八百四十八メートルの地点を経て同三角点から百五十四度千五百七十七メートルの地点まで引いた線の西側幅百八十メートルの海面並びに同灯台及び新居浜港西防波堤灯台(北緯三十三度五十八分五十分東経百三十三度十五分四十四秒)からそれぞれ七度に港界線まで引いた線との間の海面</p> <p>御代島三角点(七四メートル)から百十八度千三百メートルの地点から三百十六度二百五十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線と同三角点から百二十三度千二百六十メートルの地点から三百十六度二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百七十七度に第一航路東側線まで引いた線との間の海面</p> <p>十津三角点(百四十四メートル)(北緯三十三度三十一分五十五秒東経百三十三度三十四分十三秒)から三百</p>
--------	-------------	------------------	------------------	---

多 博	中 央 航 路	<p>四度七百七十メートルの地点(以下A地点という。)から百八十四度七百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十一度二千三百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十度五百九十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度二百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百十五度二百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度七百八十五メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百五十分メートルの地点まで引いた線とA地点から二百七十四度二千三百メートルの地点から百八十四度二千三百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十七度七百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から百九十九度六百七十七メートルの地点まで引いた線、同地点から百四十八度三百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百十五度三百七十五メートルの地点まで引いた線、同地点から七十四度九百メートルの地点まで引いた線及び同地点から六十五度三十分三百六十メートルの地点まで引いた線との間の海面</p> <p>第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第七号の地点までを順次に結んだ線との間の海面</p> <p>一 博多港西防波堤北灯台から百九度三十分三百九十メートルの地点</p> <p>二 博多港西防波堤北灯台から二百九十六度二千四百メートルの地点</p> <p>三 博多港西防波堤北灯台から二百九十五度三十分四十九百メートルの地点</p> <p>四 博多港西防波堤北灯台から七十六度五百三十三メートルの地点</p>
--------	------------------	--

池三	三池港北防砂堤灯台（以下A地点という。）から二百七十度九百メートルの地点まで引いた線及び同地点から百八十度に港界線まで引いた線とA地点から百七十五度三百五十分メートルの地点から四十八度に南防砂堤まで及び百八十度に港界線まで引いた線との間の海面、南北両防砂堤間の海面並びに南北両防砂堤間の幅をもつてドックの入口まで延長した海面	東航路	五 博多港西防波堤北灯台から三百三十三度二千四百四十メートルの地点 六 博多港西防波堤北灯台から三百一度三十分三十九度六十メートルの地点 七 博多港西防波堤北灯台から三百度四十九度四十メートルの地点 第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 博多港西防波堤北灯台から八度三十分三十九度六十メートルの地点 二 博多港西防波堤北灯台から三百十二度二千七百五十メートルの地点 三 博多港西防波堤北灯台から三百三十三度二千四百四十メートルの地点 四 博多港西防波堤北灯台から五度三千四百三十分三十九度六十メートルの地点 五 博多港西防波堤北灯台から三百九度三十分三十九度六十メートルの地点 六 博多港西防波堤北灯台から三百一度三十分三十九度六十メートルの地点
----	--	-----	---

島細	東ソー日向株式会社護岸南東端から百二十九度五十分メートルの地点（以下A地点という。）から四十四度千三百五十分メートルの地点まで引いた線及び同地点から十度四百十分メートルの地点まで引いた線とA地点から百二十九度二百十分メートルの地点から四	保世佐	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 高後埼灯台（北緯三十三度六分八秒東経百二十九度三十九分五十九秒）から七十二度四千七百メートルの地点 二 高後埼灯台から七十七度四千三百七十分メートルの地点 三 高後埼灯台から百七十四度三十分八十分メートルの地点 四 高後埼灯台から七十四度五千六十メートルの地点 五 高後埼灯台から八十四度四千五百七十分メートルの地点 六 高後埼灯台から百七十七度三十分七十分メートルの地点	崎長	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 大久保三角点（二百三十四度メートル）から六度三十分七十五度五十分メートルの地点 二 大久保三角点から二百八十八度九百九十五度メートルの地点 三 大久保三角点から二百六十度二千二百三十分メートルの地点 四 大久保三角点から二百六十五度三十分四十六度十分メートルの地点 五 大久保三角点から三百五十七度千八百四十度十分メートルの地点 六 大久保三角点から三百四度千二百二十五度十分メートルの地点 七 大久保三角点から二百七十一度三十分二千三百八十五度十分メートルの地点 八 大久保三角点から二百七十一度四千五百九十度十分メートルの地点
----	--	-----	--	----	---

別表第三（第二十條關係）	港の名称	鹿島	十四度千三百三十メートルの地点まで引いた線及び同地点から三十五度五百メートルの地点まで引いた線との間の海面
	区域	本港航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 鹿兒島港本港北防波堤灯台（北緯三十一度三十五分五十四秒東経百三十四度四分六秒）から二百八十四度百三十分メートルの地点 二 鹿兒島港本港北防波堤灯台 三 鹿兒島港本港北防波堤灯台から八十三度五百七十メートルの地点 四 鹿兒島港本港北防波堤灯台から二百四十五度百六十五度十分メートルの地点 五 鹿兒島港本港北防波堤灯台から百九十五度百六十メートルの地点 六 鹿兒島港本港北防波堤灯台から九十三度五百七十メートルの地点
船舶の長さ	新港航路	鹿兒島港新港南防波堤灯台から九十度三百メートルの地点まで引いた線及び同灯台から二百七十度百五十分メートルの地点まで引いた線と新港北防波堤突端（以下B地点という。）から九十度三百メートルの地点まで引いた線及びB地点から二百七十度百五十分メートルの地点まで引いた線との間の海面	

賀横須	京浜	千葉	浜小名	酒田	仙台	八戸	稚内	函館	釧路
第二区	横濱第四区、横濱第五区	千葉第二区	港域内海面全域	第一区、第二区	塩釜第一区	第二区（館鼻三角点（二十七メートル）（北緯四十度三十一分四十分東経百四十一度三十分十九秒）から二百七十度二千二百メートルの地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた河川水面を除く。）	稚内港第二副港防波堤灯台（北緯四十五度二十四分四十四秒東経百四十一度四十分四十八秒）から二百七十七度四百四十メートルの地点から二百五十五度に引いた線以南の第一副港並びに北洋埠頭南防波堤、同防波堤突端から木材取扱施設東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	第一区 第二区 第三区	東第三区
トル	二十五メートル	七十メートル	三十メートル	二十五メートル	十五メートル	五十メートル	二十五メートル	百三十メートル	六十メートル

一物象形形鼓の色黒らか上に縦は又閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎	
閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎	
いなし入舶外船受指港るがる出は出満ト数総とな こと。らて出はの舶け示長こと。でこ航、航のン二トい 。なは航、船以たをのきとす入船入未百ンこ	

	釜塩台仙	
	西の航路 結ぶ線以 ル)とを 十メー 島頂(二 とツ島 水島頂	
	九四一四經秒十分十八三(北緯 秒)分度十百東六二九度十	塩釜所信(北緯)
又閃一光色赤に秒二毎	個一物象形形いす円き向上の色黒は又閃一光色白に秒二毎	旒 _ろ 一旗方の色赤び及個
閃一光色赤に秒二毎	閃一光色白に秒二毎	
二又第たこでこ航は出るがる出航満ト数総となばなて停運航上ト数総とこでこ航は入 区は一だし。るときとす、航こと。でこ航、航のン五トいなけ待止航船は、出以百ンるがる入 か第区、るがる出船		

個一物象形形方の色黒は

る入航満ト数総いなけ待避進航い外の線の結頂無柱港花航上ト数総となばなて停運舶上ト数総としら こ航船のン五トこと。られたけ路船てに航以延ぶと島と界淵船は、入以百ンこられたしを、船以百ンるう航 とすは、入未百ン	
---	--

旒_ろ一旗方の色赤び及個一物象形形方の色黒らか上に縦は又閃二光色赤に秒三毎

閃二光色赤に秒三毎

け待避進航い外の線の結頂無柱港花航上ト数総となばなて停運船以百ンるう航か力仙たこでこ航は出 れたけ路船てに航以延ぶと島と界淵船は、入以百ンこられたしを、船は、のン五トすよ出壁火、るがる出 ばなてをのを出お路東長線を島毛標埼は、入以百ンこられたしを、船は、のン五トすよ出壁火、るがる出	
---	--

個一物象形形鼓の色黒は又閃一光色白び及閃一光色赤に次順に秒三毎	
閃一光色白び及閃一光色赤に次順に秒三毎	
以百ンるう航か力仙区は若第いなけ待避進航い外の線の結頂無柱港花航船上ト数総 上ト数総としら岸台又第し一こと。なばなてをの出お路東長線を島毛標埼、	るがで入航満ト数総いなら こと航のン五ト ことす、入未百ン

の色黒らか上に縦は又閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎	
閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎	
いなし入舶外船受指港るがの出は出満ト数総と。なばなて停運船 ことらて出はの舶け示長のこと。こ航、航のン五トこ航は、 なは航、船以たをの。きとす入船入未百ンこ航は、	

	島鹿	
	鹿島水路	
五四一四十四百東九四五五三(北所信鹿 秒)十分十度四経秒十分十度十緯号島		
閃白毎よる。に五及、三 色二る。信号面度及び百二 光秒一に。板する方二百度		旋一旗方の色赤び及個一物象形形鼓
となばなて停運をのン数(航上ト十長こでこ航は入 。いなけ待止航は除船未千(総トのルメさと。きとす、航 たこられたしを、く舶満トン船出以し七るがる入船		

	閃赤毎 色二 光秒 一に	
け待避進航てに水をのン数(航上ト十長こでこ航は出 れたけ路船、お路は除船未千(総トのルメさと。きとす、航 ばなてをの出し外、く舶満トン船入以し七るがる出船		るがの出船のン数総満ト十長るがの出船受指港だ こと。こ航は出未千ト又ルメさと。きとす、航満トンは未し こと。こ航は、入未百ンこ航は、

の点灯の文字	港長の指示を受けること。出航は、満ちていない。総トン数は、(油送船) 四十トン。長さ、二百。その他、必要ならば、待たなければならない。避けたらならない。
--------	--

千 央 葉 中 信 港 所 号 緯 (北緯)	二五十分 二四十分 二五十分 三五十分 三五十分 三五十分
度、百	零度、百 十九度、四 九度、四 十九度、四
なら ない	入航は、航船は、出航すること。出航は、航船は、出航すること。

出航は、航船は、出航すること。出航は、航船は、出航すること。	毎二秒に 赤 光 一 閃
満ちていない。総トン数は、(油送船) 四十トン。長さ、二百。その他、必要ならば、待たなければならない。	出航は、航船は、出航すること。出航は、航船は、出航すること。

長さ、二百。その他、必要ならば、待たなければならない。	毎三秒に 順次に 光 一 閃 赤
出航は、航船は、出航すること。出航は、航船は、出航すること。	出航は、航船は、出航すること。出航は、航船は、出航すること。

るがの出は出満ト数総満ト十長に航となばなてをの出中てに航い外、く。舶満ト数(総ト出上ト十長に航るがの出
 こ航、航のン五ト又ルメさあ路。いなけ待避進航の航お路てに航)をのン五ト航のルメさあ路。こ航
 きとす入船入未百ンは未一五る外こられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす

X
の
文
字
の
交
及
び
の
O
の
文
字
の
交
互
点
減

に航となばなてをの出中てに航い外、く。舶満ト数(総ト出上ト十長に航るがの出
 あ路。いなけ待避進航の航お路てに航)をのン五ト航のルメさあ路。こ航、航の
 る外こられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす入船入
 内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす入船入未百ンは未一五る外。こられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす

X
の
文
字
の
交
及
び
の
F
の
文
字
の
交
互
点
減

い外、く。舶満ト数(総ト出上ト十長に航るがの出は出中てに航こ
 てに航)をのン五ト航のルメさあ路。こ航、航のン五ト航のルメさあ路。こ航、航の
 、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす入船入未百ンは未一五る外。こられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす

X
の
文
字
の
交
互
点
減

に航るがの出は出中てに航となばなてをの出中てに航こ
 あ路。こ航、航の航お路てに航)をのン五ト航のルメさあ路。いなけ待避進航の航お路
 る外。きとす入船入未百ンは未一五る外こられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以一五る外。きとす

秒順のと閃赤毎 、次間閃(色六 二に隔光閃光秒 秒一はと光三に	
る出は出中てに航 こ航、航の航お路 とす入船入行い内	と。わ閃色秒く間信 るに光に毎も号が、 こ変一白二な

及び三秒とする。

間信と。きとす入航のルメ長に航と。きとす入船受指港た。い。な。け。待。避。進。航の も号が、こでこ航は、出満ト百る外こでこ航は、出満ト百る外こでこ航は、出満ト百る外	と。わ閃色秒く間信 るに光に毎も号が、 こ変一白二な
---	----------------------------------

る二一、次間閃(光及色順毎 秒秒二に隔光閃(光及び光次六 と及秒一はと光一白三に秒 すび、秒順のと閃色閃赤に	
と。きとす入船受指港た。い。な。け。待。避。進。航の航お路てに航航のルメ長に航 。きとす入船受指港た。い。な。け。待。避。進。航の航お路てに航航のルメ長に航 こでこ航は、出満ト百る外こでこ航は、出満ト百る外こでこ航は、出満ト百る外	と。わ閃色秒く るに光に毎 こ変一赤二

る二一、次間閃(光及色順毎 秒秒二に隔光閃(光及び光次六 と及秒一はと光一白三に秒 すび、秒順のと閃色閃赤に	
避進航の航お路てに航船入に航るが。出は出中てに航と。きとす入航のルメ長に航 け路船入行い内、お路は出あ路ること。きとす入航は、出満ト百る外	と。わ閃色秒く間信 るに光に毎も号が、 こ変一白閃色次秒く間信 るに光に毎も号が、 こ変一白閃色次秒く間信

路航崎川及び河運浜京、路航見鶴			
路見の以さつ(鶴路北鶴 航鶴北橋ば見水見			
秒分十度十百東四四八二五三(所信鶴 二二四九三経秒十分十度十緯号見			
の点滅 Iの文字	°板す方百度百二の見て路鶴 にる向十二及び三、百信号はにお よににび十二、五所鶴い	の点滅 Xの文字	
こ航は入 とす、航 がる入船		いなし入舶外船受指港 こと。らて出はの舶けた示長の なは航、船以たを	こ変点文く間信いなけ待避進航の航お路 と。わ灯字Xも号がこと。なれたたけ進路船入行い内 るにののな、いこと。なばなてをの出中に

	の点滅 Oの文字	
数総こられたたけ路船てに水鶴船のン数総こ 千トと。なばなてをの出お路見は入以千ト ン いなけ待避進航い外北、航上トン		るが出船のン数総と。なばなて停運船のン数総こ こと。でこ航は出未千ト いなけ待止航は出以千ト きとす、航満トン

	の点滅 Xの文字	
舶すよ出区河京たいなけ待避進航の航お路見てに水鶴船入に水鶴るが出は出中てに水鶴 はるう航か第浜だし、なばなてをの出中てに水鶴い外北、航外北。きとす入船入行い内北		るが入船のン こと。でこ航は入未 きとす、航満

路見た除路北(鶴路南鶴 航鶴いを水見水見		
百東三五七二五三(所信第鶴 三経秒十分十度十緯号二見		
る。号面度百度百二、百信鶴 板す方九及び十二、七、十所第 にる向十二、七、二十度の二		の点滅 Xの文字
	るが出船としら一運り滅字T灯字T号鶴た こと。でこ航は、とすう航か第浜よ点文は点文の信 きとす	るが出 こと。でこ航 きとす

面たま
海れ

数総となばなて停運船のン数総となばなてをの東以千トすよ出河田お河京行船上トンの航河田たこで行
千ト。いなけ待止航は西以千ト。いなけ待避進行上トンの航か辺い内浜は、のン数総としに辺だし。るが
トシ ころれたしを、行上トシ ころれたけ路船のン数総としら運てに運、東以千トすよ入運、。るが

Tの
文字
の
点
灯

船のン数総となばなて停運船のン数総いなけ待止航は西以千トすよ出河田たこで行
は東未千ト。いなけ待止航は東以千ト。ころれたしを、行上トシ。なばなて停運船のン数総としら運、
、行満トシ ころれたしを、行上トシ。なばなて停運船のン数総としら運、。るが

Tの
文字
の
点
滅

て停運船のン数総となばなてをの西以千トすよ出河田お河京行船上トンの航河田たこで行
待止航は東以千ト。いなけ待避進行上トンの航か辺い内浜は、のン数総としに辺だし。るが
たしを、行上トシ ころれたけ路船のン数総としら運てに運、西以千トすよ入運、。るが

Xの
文字
の
点
灯

Xの
文字
の
点
滅

は東舶外船受指港となは始航はの停としは東ときとすは東れはの航としは東
西行はの舶け示長。いなしを、船泊すよ西行。るが西行ぞ、船行すよ西行
行又、船以たをの。こらて開運舶中るう行又。こで行又れそ舶中るう行又

京運第2区、(A)町東と江南と結とだ塩信所ら百十度十千トメの点か	河浜二線扇南端水町端、んを線、	池信所(北緯十度十分十秒三二五二四九四四)	京運第2区、(A)町東と江南と結とだ塩信所ら百十度十千トメの点か	河浜二線扇南端水町端、んを線、	池信所(北緯十度十分十秒三二五二四九四四)
の点灯の文字	°板にするよる	方、向、八、三、五、百	及、十、三、五、百	五、十、二、五、百	度、四、十、五、百
東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行
東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行

○海れ囲よ岸び線いで島に二四二か端島東うとB(以下)た引ま扇に二五ら面たまりに陸及た引ま扇度十百ら角西扇、い線下線いで島東度十百

の点滅の文字	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行
東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行	東行は、行

の点灯の文字	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行
西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行

の点滅の文字	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行
西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行	西行は、行

の X 点減 の文字	
は東 行又	るが東船のン数総と。なばなて停運船のン数総と。なばなてをの西以千トすよ出河池お河京行船上のン数 こと。でこ行は東未千ト いなけ待止航は東以千ト いなけ待避進行上トンのう航か上い内浜運は、 きとす、行満トン こられたしを、行上トン こられたけ路船のン数総としら運てに運

十百ら端南鳥、 ^(B) 区第運京		
二四二か西町千線 三河浜		
三経秒十分三五三 ^(北) 所信塩		
十百東四三十度十緯 号浜		
並る向十及二十号、お第京	の X 点灯 の文字	
び信に八び百五所塩い三浜		
に号面度三十度の浜て区運		
水板す方百度、九信はに河		
	い こと。	と。なは始航はの停としは東と。きとすは東れはの航とし こらて開運船中るう行又 こでこ行又れそ船中るう

面たまりに陸及うとC ^(以) 線いに一四三か秒十分十度十百東十分三五三 ^(北) 西島東た引度		
^(海) れ囲よ岸び ^(い) 線下 た引度十百ら ^(一) 四五四九三経秒十分三五三 ^(北) 所信水 ^(秒) 十五四九		
		七四四四九三経秒十分三五三 ^(北) 所信水 ^(秒) 十五四九
		十分十度十百東六十五度十緯 号江 四分十度
	の K 点灯 の文字	る。号面度二八、の江 に。板する方向百八及十信 よ信にに十度所
ン数総と。なばなて停運船のン数総と。なばなてをの東以千トすよ出河塩たこでこ行は東 未千ト いなけ待止航は西以千ト ^(こ) らられたしを、行上トンのう航か浜たし、。るが東船		

	の K 点減 の文字	
運船のン数総と。なばなてをの東以千トすよ出河塩お河京行船上のン数総としに浜たし、こでこ行は東 航は西以千ト いなけ待避進行上トンのう航か浜い内浜運は、東以千トすよ入運、。るが東船		るが西船の こと。でこ行は西 きとす、行

	Tの文字 の点灯
なたて停運船のン数総いなけ待止航は西以千トすよ出河塩ただこでこ行は西 け待止航は東以千トられたしを`行上トンるう航か浜し、。るがとす`行 れたしを`行上トン。なばなたて停運船のン数総としら運、。るがとす`行	るがとす`行 船のン数総と。なばなたて停 行は西未千ト`行満ト 西行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停 行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停

	Tの文字 の点滅
と。なばなたてをの西以千トすよ出河塩お河京行上トンるう航河塩ただこでこ行は西 いなけ待避進行上トンるう航か浜い内浜は、西以千トすよ入運、。るがとす`行 こられたけ路船のン数総としら運てに運、。るがとす`行	るがとす`行 船のン数総と。なばなたて停 行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停 行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停

	Xの文字 の点滅
は始航はの停としは東ときとすは東れはの航としは東 なしを`船泊すよ西行`るが西行ぞ`船行すよ西行 らて開運船中るう行又`こでこ行又れそ船中るう行又	るがとす`行 船のン数総と。なばなたて停 行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停 行は東未千ト`行満ト 船のン数総と。なばなたて停

〇海れ囲よ岸び線いで島東度百ら所信川線いに六八か東鳥`C区第運京 面たまりに陸及た引ま扇に二二か号崎`た引度十ら端町千線 四河浜	
秒)十分十度十百東三三一三五三(北所信大四三六四九三経秒十分三五三(北所信川 二三五四九三経秒十分十度十緯 号師)十分十度十百東五三十度十緯 号崎	
のKの 点灯 文字 °板す方百度百十号に号面度百号`お第京 なる向七及三五所大板す方七所川い四浜 よ信に十び十度`二信びに一二信はに河	Xの文字 の点灯
以千トすよ出河大たこでこ行は東 上トンるう航か師だし、。るがとす`行 のン数総としら運、。るがとす`行	いなしは東舶外船受指港と らて西行はの舶け示長の なは行又`船以たをのいこ

の X 点灯 文字	西としら航り滅字 I 号川たいたなしは東舶外船受指港 行すよ入路川にのの所崎だし、いこと。なは行又、船以たをの 船るう航か崎よ点文の信、	と。なは始航はの停としは東と。きとすは東れはこの航とし こらて開運舶中るう行又。こでこ行又れそ舶中るう
-----------------	--	--

		航川 路崎	
		所信川 号崎	
の O 点滅 文字	の I 点滅 文字	る。号面度百八はに川 板す方六度、お崎 にる向十及八い航 よ信に八び十て路	
こ航は出 とす、航 がる出船	るが出船のン数総と。なばなて停運船のン数総と。こでこ航は入 こと。出船は出未千ト。いなけ待止航は出以千ト。こ。がる入船		こでこ行は と。きとす、 るがる西

の X 点滅 文字	の航お路てに航船入に航るが出は出中でに航るが入船のン数総と。こらたけ路船てに航船のン数総と。こ 入行い内、お路は出あ路ること。航、航の航お路に航らた待避進航い外、航上トン	こと。こらたけ路船てに航船のン数総と。こらた待避進航い外、航上トン
-----------------	--	-----------------------------------

の X 点灯 文字	る出船としら四運り滅字 K 灯字 K 号川たいたなし入舶外船受指港 こ航は、るう航か第浜よ点文は点文の信、だし、いこと。なは行又、船以たをの 行すよ出区河京にのの又のの所崎だし、いこと。なは行又、船以たをの	るが出船すよ出区河京たいたなしなけ待避進航 こと。出船は、船としら四運、だし、いこと。なばなてをの
-----------------	---	--

路航浜横									
路の以た引分三三二か地ル 十百千六八二か灯堤防大(横路西 航横西線いに十度十ら点のトメ七八度十百ら台西波黒浜水									
秒十分十度十百東六七二五三(北所信内四秒) 十度十百東五二八二五三(北所信大 九二八三九三経秒分十度十緯 号港) 分四九三経秒十分十度十緯 号黒									
の点滅 I の文字 による。 向に面す 十五度方 度の二十 港信号所 並びに内 向に面す 十一度方 十一度及 十一度七 度、百九 所の十七 大黒信号									
船舶は、受指港ただし、こらなばなてをのを出お路、く、舶満ト数(総ト航上ト十長こと。こ航は入航 船は、たをの、いなけ待止航は除船未百ン船出以 五 るが 入航									

の点滅 O の文字									
港だとなばなてをのを出お路、く、舶満ト数(総ト航上ト十長こと。こ航は入航 長し、いなけ待止航は除船未百ン船出以 五 るが 出航									

の点滅 F の文字									
(油 六長と。なばなてをのを出お路、く、舶満ト数(総ト航上ト十長こと。こ航は入航 送ト十さ。いなけ待止航は除船未百ン船出以 五 るが 入航									

互文及 X の文字の交									
路船入行い内西い外西、をのン五ト船入以 五 る外西と。きとす入船入行い内西るが をの出中てに水てに水は、除船未百ン(出上ト十長に水。こ航は入航は出中てに水									

文く間信と。きとす入船入未百ンは未一五る外西こでこ航てにるう航か東でこ航はあ船受指港たこられたけ
 字Iもるがる出は出満ト数総満ト十長に水と。きとすはあ船としら水きとす入っ舶け示長と。なばなて
 ののなこでこ航、航のン五ト又ルメさあ路るがる入っ舶すよ入路、がる出てにたをの、いなけ待

互 文 及 X
 点 字 び の
 滅 の O 文
 交 の 字

受指港たこられたけ路船入行い内西い外西をのン五ト船入以一五る外西と。きとす入船入行い内西こ
 け示長と。なばなてをの出中てに水てに水は除船未百ン(出上ト十長に水るがる出は出中てに水と。
 たをの、いなけ待避進航の航お路、お路、く舶満ト数総航のルメさあ路こでこ航、航の航お路

互 文 及 X
 点 字 び の
 滅 の F 文
 交 の 字

以一五る外西と。きとす入船入行い内西こ変点文く間信と。きとす入船入未百ンは未一五る外西と。きとす入船
 上ト十長に水るがる出は出中てに水と。わ滅字Oもな、と。きとす入船入未百ン(出上ト十長に水るがる出は
 のルメさあ路こでこ航、航の航お路るにののな、こでこ航、航のン五ト又ルメさあ路こでこ航

る外西こでこ航てにるう航か東でこ航はあ船受指港たこられたけ路船入行い内西い外西をのン五ト船入
 長に水と。きとすはあ船としら水きとす入っ舶け示長と。なばなてをの出中てに水てに水は除船未百ン(出
 さあ路るがる入っ舶すよ入路、がる出てにたをの、いなけ待避進航の航お路、お路、く舶満ト数総航

	の X 点の 滅文字	
け路船入行い内西い外西航る外西と。きとす入船入行い内西こ てをの出中てに水てに水は、入に水路。るがる出は出中てにお路 待避進航の航お路、お路は、出あ路こでこ航、航の航お		こと。変点文く間信号。と。きとす入船入未百ンは未一五 るにののな、こでこ航、航のン五ト又ルメ

路浜た除路(西路東 航横いを水水		
十度十百東一二六二五三(所信本 一四九三経秒十分十緯 号牧		
の I 点の 滅文字	による。 る信号 板	の X 点の 滅文字
こ航は入 とす、航 がる入船		いなし入舶外船受指港 こと。らて出はの舶けた示長の なは航、船以たをの

秒十分
二二

の O 点の 滅文字		
こ航は出 とす、航 がる出船	るが こと。 航船は、 出航す 航船は、 満ト出未 数ト五 総ト百 満ト又 十トは 長ト未 るト一 がト五 入航は、 船は、 受けた 指しを 港長の だし、 たな こら い	こと。航上ト十長こ るのルメさ。で 航船は、 出航す 航船は、 満ト出未 数ト五 総ト百 満ト又 十トは 長ト未 るト一 がト五 入航は、 船は、 受けた 指しを 港長の だし、 たな こら い

るが こと。 航船は、 出航す 航船は、 満ト入未 数ト五 総ト百 満ト又 十トは 長ト一 がト五 入航は、 船は、 受けた 指しを 港長の だし、 たな こら い	こと。航上ト十長こ るのルメさ。で 航船は、 出航す 航船は、 満ト入未 数ト五 総ト百 満ト又 十トは 長ト一 がト五 入航は、 船は、 受けた 指しを 港長の だし、 たな こら い
--	---

	互 文 及 X 点 字 の F 交 の 字
たけ路船入行い内東い外東をのン五ト船入以十五る外東と。きとす入船入行い内東 なてをの出中てに水てに水は除船未百ン(出上ト十長に水。るがる出は出中てに水 け待避進航の航お路`お路`く舶満ト数総航のルメさあ路。こでこ航`航の航お路	こ と。 変 わ る に の な 間 の な 信 号 が 、 と 。き と が こ で

点文く間信と。きとす入船入未百ンは未十五る外東こでこ航てにるう航か西でこ航はあ船受指港たこら 減字Fもが。るがる出は出満ト数総満ト十長に水。と。きとすはあ船としら水きとす入っ舶け示長たどし。 にののな。こでこ航`航のン五ト又ルメさあ路。るがる出っ舶すよ出路`がる出てにたをの。い	
---	--

	の 点 減 X の 文 字
文く間信こでこ航はるう航か西たこられたけ路船入行い内東い外東航る外東と。きとす入船入行い内東 字Xもが。るがる出舶すよ出路`だし。いなけ待避進航の航お路`お路は、出あ路。こでこ航`航の航お路	こ と。 変 わ る に の な 間 の な 信 号 が 、 と 。き と が こ で

<p style="text-align: right;">新潟 西 区</p>	
<p style="text-align: center;">(北所信新 七四三九三経秒十分十度十緯 号潟)</p>	
<p style="text-align: center;">個一物象形形鑑円き向上の色黒は又閃一光色白に秒二毎 閃一光色白に秒二毎</p>	の 点 灯 X の 文 字

こ航は出未百てに(ト数総いなけ待止航は出以百てに(ト数総こでこ航は入い とす`航満トはあ送五トンこと。られたしを`航上トはあ送五トンと。きとす`航 がる出船の`三ッ船ン百ン`なばなて停運船の`三ッ船ン百ン`るがる入船	こ と。 変 わ る に の な 間 の な 信 号 が 、 と 。き と が こ で
--	---

に秒三毎	個一物象形形方の色黒は又閃一光色赤に秒二毎																		
に秒三毎	閃一光色赤に秒二毎																		
(ト数総 油送 船ン百)	こと。 でき とす るが	航は 、航 入船	未 満の	百 ト)	ては あ つ	(油送 船ン百)	ト数 五ト	と。 な ばな ない こ	をの 待 避 け	の出 航 路	お路 外、 水	は、航 上、 の	百 ト)	ては あ つ	(油送 船ン百)	ト数 五ト	こと。 でき とす るが	航は 、航 出船	こと。 でき る

個一物象形形鼓の色黒は又閃一光色白び及閃一光色赤に次順

閃一光色白び及閃一光色赤に次順

とす 入船 が航	入船 は航	未 満の	百 ト)	ては あ つ	(油送 船ン百)	ト数 五ト	い こと。 な ばな ない	をの 待 避 け	の出 航 路	お路 外、 水	は、航 上、 の	百 ト)	ては あ つ	(油送 船ン百)	ト数 五ト	こと。 でき とす るが	航は 、航 出船	こと。 でき る
----------------	----------	---------	---------	--------------	-------------	----------	---------------------------	-------------------	--------------	---------------	----------------	---------	--------------	-------------	----------	-----------------------	----------------	----------------

旗方の色赤び及個一物象形形鼓の色黒らか上に縦は又閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎

閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎

いなし入舶外船受指港と
こと。らて出はの舶け示長
。なは航、船以たをのき
こ

屋古名

東水路

一分十度十百東二五九五四三(北所信堤防高
秒)十九四六三経秒十分十度十緯 号東波潮

の点滅 Iの文字
る。号面度二四、六
板す方百度百十八
にる向十及四度
よ信に二び十度

満ト十長 又ルメさ は未一五	ること。 が とす	出航 は、	船は、 受指港 たの	たの、 こ ら れ た い	をの、 な ば な ない	をの、 待 止 航	、 の、 除	満ト十長 のルメさ は未一五	ト数 五ト	(航上ト十長 のルメさ は未一五)	航は 、航 入船	こと。 でき とす るが
----------------------	-----------------	----------	------------------	------------------------------	--------------------------	--------------------	--------------	----------------------	----------	-------------------------	----------------	-----------------------

互文及X
点字のびの
減の〇文
交の字

と。きとす入船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水るが。るの出船け示長し。いなけ待避進航の航お路てに水(を)のン五ト航のルメさあ路ること。でこ航、たをの、たこられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外

互文及X
点字のびの
減のF文
交の字

、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水るが。るの出船け示長し。いなけ待避進航の航お路てに水(を)のン五ト航のルメさあ路ること。でこ航、たをの、たこられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外

と。きとす入船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水るが。るの出船け示長し。いなけ待避進航の航お路てに水(を)のン五ト航のルメさあ路のこと。でこ航、たをの、たこられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外

点文く間信号、るが。出は出満ト数総満ト十長に水と。きとす入船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水るが。るの出船け示長し。いなけ待避進航の航お路てに水(を)のン五ト航のルメさあ路のこと。でこ航、たをの、たこられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外

のX
点の
灯の
文字

のX
点の
減の
文字

し入舶外船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水と。きとす入船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総)出上ト十長に水るが。るの出船け示長し。いなけ待避進航の航お路てに水(を)のン五ト航のルメさあ路のこと。でこ航、たをの、たこられたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外

六十四度十百東六二五三(所信金 秒)十分五六三經秒分度十緯 号城	は互文及OのI のW点字及の点の 減又交のW減又	る号面度、お東 。板する方、お水 よ信に、は路に	入航は、航 航入航入航	なら ない
総満ト十長 ト又ルメさ ンは未一五	は互文及OのI のW点字及の点の 減又交のW減又	る号面度、お東 。板する方、お水 よ信に、は路に	入航は、航 航入航入航	なら ない

交互点減	の字及OのI 文及びWの点の のE文字又	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	出航は、航 航入航入航	なる こと
十長 メさ 一五	の字及OのI 文及びWの点の のE文字又	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	出航は、航 航入航入航	なる こと

字の点減	は互文及OのI のW点字及の点の 減又交のW減又	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	入航は、航 航入航入航	なる こと
停運航上 止航船の しを、出	は互文及OのI のW点字及の点の 減又交のW減又	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	入航は、航 航入航入航	なる こと

互文及X 点字及のI 減の文字交	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	入航は、航 航入航入航	なる こと
外、く、舶満ト数 に水、をのン五 お路は除船未百	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	航上ト十長 のルメさ 以五	入航は、航 航入航入航	なる こと

	互 点 滅 交
ばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト出上ト十長に水路 なけ待避進航の航お路てに水(をのン五(総ト出上ト十長に水路 られたけ路船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外	こと。変点文く間信号が、るが、出航 と。わ滅字Fもなること。が、出航 るにののな

互 点 滅 交	文 字 の 交
に水あるが、出は出中てに水と。きとす入船受指港だとな あ路こと。で航、航の航お路てに水(をのン五(総ト出上ト十長に水路 る外。きとす入船入行い内、お路は除船未百ン船入以、五る外	と。きとす入船受指港だとな るが、出航 こで航、航の航お路てに水(をのン五(総ト出上ト十長に水路 こと。わ滅字Fもな

出満ト数総満ト十長に水と。きとす入船受指港だとなばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト出上ト十長
 航のン五ト又ルメさあ路。るが、出航、航の航お路てに水(をのン五(総ト出上ト十長に水路
 船入未百ンは未、五る外こで航、航の航お路てに水(をのン五(総ト出上ト十長に水路

	の 点 滅 交
点文く間信いなけ待避進航の航お路てに水船入に水路 灯字Xもが、なれたけ路船入行い内、お路は出あ路 にののな、られたけ路船入行い内、お路は出あ路	こと。変点文く間信号が、るが、出航 と。わ滅字Wもな

西水路

高潮防堤 所信堤防高 (北緯) 三十三度十分三十分
三十三度十分三十分 三十三度十分三十分

Xの文字
の点灯

Iの文字
の点滅

よる。信号板に
二面する
三三三三
六度及び
三三三三
三三三三
三三三三

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

Tの文字
の点滅

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

Oの文字
の点滅

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

Fの文字
の点滅

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航
入航は航

こと。変点のの及の又互字E字O点文く間、信号が、ること。がでこ航`航のン五ト又ルメさあ路`いなけ待避進航の航お路てに水`をのン五ト航のルメさあ路`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い

互点減
及字の
及びの
Xの文
F文
交の字

ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中てに水い外`く。舶満ト数(総ト出上ト十長に水る。がでこ航`航のン五ト航のルメさあ路`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内

互点減
及字の
及びの
Xの文
F文
交の字

をの出中てに水い外`く。舶満ト数(総ト出上ト十長に水る。がでこ航`航のン五ト航のルメさあ路`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内

互点減
及字の
及びの
Xの文
F文
交の字

数(総ト出上ト十長に水る。がでこ航`航のン五ト航のルメさあ路`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内`お路は除船未百ン船入以`五る外`こられたけ路船入行い内

トはあ送ルメ七長となばなて停運航上ン五トはあ送ルメ七長いなけ待避進航てに水路航上ン五トはあ送ルメ
 ン、っ船（十さ）いなけ待止航船の（千ン、っ船（十さ）こと。なばなてをの出し外、入以ト数総てに油ト
 数総てに油ト五百こられたしを、出以ト数総てに油ト五百

Eの
点減
文字

なて停運航上ン五トはあ送ルメ七長いなけ待避進航てに水路航上ン五トはあ送ルメ七長
 け待止航船の（千ン、っ船（十さ）こと。なばなてをの出し外、入以ト数総てに油ト五百
 ること。がでこ航、航の（千
 出航、航の（千
 は入船入未ト
 満（千
 ン、っ船（十
 出航、航の（千
 出航、航の（千
 出航、航の（千

Wの
点減
文字

七長こられたしを、く舶満ト数（総）船以十五るう航しを西た。るが出は出満ン五トはあ送ルメ七長となば
 十さとなばなて停運（をのン五上ト十長として航水路た。ること。がでこ航、航の（千ン、っ船（十さ）いな
 五百いなけ待止航は除船未ン舶のルメさすよ出行路た。ること。がでこ航、航の（千ン、っ船（十さ）いな

トはあ送ルメ七長となばなて停運航上ン五トはあ送ルメ七長いなけ待避進航てに水路航上ン五トはあ送ルメ
 ン、っ船（十さ）いなけ待止航船の（千ン、っ船（十さ）こと。なばなてをの出し外、入以ト数総てに油ト
 数総てに油ト五百こられたしを、出以ト数総てに油ト五百

互文及X 点字のI文 減の交字	
<p>るがる出は出中てに水 ことこ航`航の航お路 きとす入船入行い内</p>	<p>いなけ待止航は除船受指港舶満ト数(総 こと。なばなて停運`く)をたのをは船未 百</p>

<p>く間信るがる出は出満ト数総満ト十長に水 Iも号が、こときとす入船入未百ンは未 の外</p>	<p>と。なばなてをのを出中てに水い外`く こ。なばなてをの航お路に水)をの 百</p>
--	--

互文及X 点字のO文 減の交字	
<p>ト十長に水。なばなてをのを出中てに水い外` ルメさあ路。いなけ待避進航の航お路に水)をの 未し五る外こられたけ路船入行い内`お路は除船未</p>	<p>文 字 の 減 る に</p>

互文及X 点字のF文 減の交字	
<p>てに水い外`く。舶満ト数(総出上ト十長に水 航お路に水)をのン五ト航のルメさあ路ること 行い内`お路は除船未百ン船入以し五る外</p>	<p>こ。変点文く間信るがる出は出満ト数総満 と。わ滅字Oののな、号が、こときとす入船入未 百</p>

Xの文字及びEの文字の互減

ト十長に水るがる出は出中てに水 ルメさあ路ること。でこ航`航の航お路 以`五る外。きとす入船入行い内	と。変点文く間信号が、るがる出は出満ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中 るにののな、ること。でこ航`航のン五ト又ルメさあ路`こられたけ路船入
--	---

と。変点文く間信号が、るがる出は出満ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト)出上 るにののな、ること。でこ航`航のン五ト又ルメさあ路(水)をのン五ト航のルメさあ路、お路は除船未百`ン船入	と。変点文く間信号が、るがる出は出満ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト)出上 るにののな、ること。でこ航`航のン五ト又ルメさあ路(水)をのン五ト航のルメさあ路、お路は除船未百`ン船入
---	---

Xの文字及びWの文字の互減

てでるう航しを東だと。なばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト)出上ト十長に水るがる出は出中てに水 `あ船として航水し。いなけ待避進航の航お路てに水)をのン五ト航のルメさあ路ること。でこ航`航の航お路 港つ舶すよ出行路`たこられたけ路船入行い内`お路は除船未百`ン船入以`五る外。きとす入船入行い内	と。変点文く間信号が、るがる出は出満ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト)出上 るにののな、ること。でこ航`航のン五ト又ルメさあ路(水)をのン五ト航のルメさあ路、お路は除船未百`ン船入
--	---

Xの文字の点減

に水船入に水るがる出は出中てに水 お路は出あ路ること。でこ航`航の航お路 い外、航る外。きとす入船入行い内	と。変点文く間信号が、るがる出は出満ト数総満ト十長に水と。なばなてをの出中てに水い外、く。舶満ト数(総ト)出上 るにののな、のこと。でこ航`航のン五ト又ルメさあ路、お路は除船未百`ン船入
---	--

市日四			
航及第一 路及び 午航 起路			
市四三分十度十百東九七五四三(号市四 防日)十八三六三経秒分十度十緯所信日			
閃白毎 色二秒 光一に		のX 点灯 の文 字	
と。なばなて停運航航上ト数総こでこ航は入 いなけ待止航のン五ト。きとす、航船 こられたしを、出以百ンるがる入船		港の 長を 指示 受けた 船舶 外は、 船舶 入航 しな はな いこ と。	
		変点文く間信号い と。わ灯字Xもが、 るにののな、 なばな なばな 待た 進路 航船 の航 お入 路内 てに 水	

		十分十度十百東五四六五四三(所信波 秒)四九三六三経秒十分十度十緯 号堤	
		閃赤毎 色二秒 光一に	
のン五トすよ出行路午い 船未百ンるう航しを起 舶満ト数総として航航		るが こと 出航 す、 船と して 航航	
のン五トすよ出行路午 船未百ンるう航しを起 舶満ト数総として航航		るが こと 出航 す、 船と して 航航	

閃赤毎 色三秒 光二に			
路第一い 航を こと。 なばな て停 運航 航		るが こと 入航 す、 船と して 航航	
のン五トすよ出行路午 船未百ンるう航しを起 舶満ト数総として航航		るが こと 出航 す、 船と して 航航	

る入航満ト数総い こ航船のン五ト とすは、入未百ン		るが こと 出航 す、 船と して 航航	
のン五トすよ出行路午 船未百ンるう航しを起 舶満ト数総として航航		るが こと 出航 す、 船と して 航航	

光及び色順毎 三び光次に 閃白三秒に 色閃赤	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	光及び色順毎 一び光次に 閃白一秒に 色閃赤	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総
---------------------------------	--	---------------------------------	--

神 阪	
浜寺水路	

八三 秒） 十十分	四二 度十 度十	五三 度十 度十	三三 度十 度十	四三 度十 度十	三三 度十 度十	（北 緯十 度十 分十 秒）	所 信 浜 号 寺
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------------------	--------------

閃赤毎 色二秒 光一	閃白毎 色二秒 光一	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総
------------------	------------------	--	--

光及び色順毎 一び光次に 閃白一秒に 色閃赤	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	光及び色順毎 一び光次に 閃白一秒に 色閃赤	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総
---------------------------------	--	---------------------------------	--

堺水路	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十	（北緯十度十分十秒） 三三度十度十
-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

閃白毎 色二秒 光一	閃白毎 色二秒 光一	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総	港長の指し示す るが、出は出満ト数総 こと。と。いなばなて停運航上ト数総 と。と。いなばなて停運航上ト数総
------------------	------------------	--	--	--	--

互文及X
点字のIの
減の文字
交の字

間信るがの出は出満ト数総に水となばなてをの出中てに水お路は出上ト数総に水るがの出は出中てに水路
号が、ること。航、航のン五トあ路。いなけ待避進航の航お路いて、外、航のン五トあ路。こと。航、航の航お
もなきとす入船入未百ンる外。こられたけ路船入行い内、に水船入以百ンる外。こと。航、航の航お
ること。

互文及X
点字のOの
減の文字
交の字

る出は出満ト数総に水となばなてをの出中てに水お路は出上ト数総に水るがの出は出中てに水路
こ航、航のン五トあ路。いなけ待避進航の航お路いて、外、航のン五トあ路。こと。航、航の航お
とす入船入未百ンる外。こられたけ路船入行い内、に水船入以百ンる外。こと。航、航の航お
ること。変点文く
と。わ滅字I
るにのの

互文及X
点字のFの
減の文字
交の字

満ト数総に水となばなてをの出中てに水お路は出上ト数総に水るがの出は出中てに水路
のン五トあ路。いなけ待避進航の航お路いて、外、航のン五トあ路。こと。航、航の航お
入未百ンる外。こられたけ路船入行い内、に水船入以百ンる外。こと。航、航の航お
ること。変点文く間信るが、
なるにののな
ること。

のX
点滅の文字

点文く間信いなけ待避進航の航お路てに水船入に水路るがの出は出中てに水路
灯字Xもな。こられたけ路船入行い内、お路は出あ路。こと。航、航の航お
にののな。なばなてをの出中てに水い外、航る外。こと。航、航の航お
ること。変点文く間信るが、
なるにののな
ること。

					航 神 路 戸 中 央									
一四四度十百東四九三三四三(北緯					所信第神秒十分十五三經秒分四四三(北緯					所信神				
の点減					Iの文字					Xの文字				
よる。信号板に					に神戸第					の点減				
なげ待航止航は、					は航路					港長の				

					の点減						Oの文字					
の点減					Iの文字					Xの文字						
に(油送ン万					航路					港長の						
と、航路					航路					港長の						

と、航路					航路					港長の				

															互文及びXの文字の交
航路					航路					港長の					の文字
航路					航路					港長の					の文字

	互 文 及 X の 減 交 の 字
<p>るがの出は出満ト数総に航となばなてをの出中てに航お路は出上ト数総に航るがの出は出中てに航 こと。こ航`航のン五トあ路いなけ待避進航の航お路いて、外`航のン五トあ路ること。こ航`航の航お路 きとす入船入未百ンる外こられたけ路船入行い内、に航船入以百ンる外。きとす入船入行い内</p>	<p>変点文 こと。わ滅字 るにの</p>

	互 文 及 X の 減 交 の 字
<p>は出満ト数総に航となばなてをの出中てに航お路は出上ト数総に航るがの出は出中てに航 `航のン五トあ路いなけ待避進航の航お路いて、外`航のン五トあ路ること。こ航`航の航お路 入船入未百ンる外こられたけ路船入行い内、に航船入以百ンる外。きとす入船入行い内</p>	<p>変点文く間信 こと。わ滅字Oも るにののな</p>

	の X の 減 交 の 字
<p>こと。変点文く間信 こと。わ灯字Xも るにののな</p>	<p>の 点 滅 の 字</p> <p>こと。変点文く間信 こと。わ滅字Fも るにののな</p> <p>出航 こと。るが こと。るが、</p>

	島 水 港 内 航 路
<p>（秒十分十度十百東三四八二四三（北所信水 一三五四三三経秒十分十度十緯 号島</p>	
<p>十長るがの出船受指港だとなばなて停運航上ト十長こと。こ航は入 メさ。でこ航。出船は、指示長の、た。こられたしを、航のルメさ。こと。るが、入 一七。きとすは、たをの、た。こられたしを、航のルメさ。こと。るが、入</p>	<p style="text-align: right;">の 点 灯 の 字</p> <p>い こと。 なし は 航、 船 以 た を の</p>

	互 文 及 X 字 の F 交 の 字
ばなてをの出中てに航お路は出上ト十長に航るが出は出中てに航 なけ待避進航の航お路外、航のルメさあ路ること。がこと航、航の航 られたけ路船入行い内、に航船入以七る外。できとす入船入行い	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七

	の X 点 減 の 文 字
に航船入に航るが出は出中てに航 お路は出あ路のこと。きとす入船入行い	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七

	の X 点 減 の 文 字
に航船入に航るが出は出中てに航 お路は出あ路のこと。きとす入船入行い	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七
	の X 点 減 の 文 字
西かが東以千てに(油ト数総 行らあ行上はあ送一ト万 船、る船の)三っ船ン	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七

	互 文 及 H 字 の T 交 の 字	の T 点 減 の 文 字
と。なばな注運船び行らあ行及東以千てに(油ト数総 いなけ意航は東船、る船び行上はあ送一ト万 こられしに、行及西かが西船の)三っ船ン	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七	こと。変点文く間信号、 るにののな がでこと とす航 入船 は航 の航 入船 満ト十長 のルメさ 入船未七

X
の
文
字
及
び
I
の
文
字
交
互
減
点

水路において、水路内航行の船は、航路に外れることがあり、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。

X
の
文
字
及
び
O
の
文
字
交
互
減
点

水路において、水路内航行の船は、航路に外れることがあり、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。

X
の
文
字
及
び
F
の
文
字

水路において、水路内航行の船は、航路に外れることがあり、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。

文
字
の
交
互
減
点

水路において、水路内航行の船は、航路に外れることがあり、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。また、水路航行中は、航行の進行が遅延するおそれがある。

Iの文字 及びYの 文字の交 互点滅	
	<p>南A以外の線引五三所山はのン三トか区松南Aだとなばなて停運航船は、出以百ン ころされ</p> <p>の線てに航以い度百か信`船以百ンうに第の線し。いなけ待止航は、出以百ン ころされ</p> <p>若以`お路東たに十ら号牧舶上ト数総向二若以`たこられしを、</p>

<p>満ト数総こでこ航はうに北は一若区松南Aだとなばなて停運航船は、出以百ン ころされ</p> <p>のン三トと。きとす`船向岸洞区松か第の線し。いなけ待止航は、出以百ン ころされ</p> <p>出未百ン るがの出舶か壁岡又第ら二若以`たこられしを、</p>

Oの文字 及びKの 文字の交 互点滅	
	<p>となばなてをの出お路東B航上ト数総いなら待止航はのン三トすよ出区松南Aたこでこ航は出</p> <p>。いなけ待避進航外に航以`航船は、入以百ン。なばなて停運舶上ト数総としら二若以`た</p> <p>たこられたけ路船、</p>

Xの文字 の点滅	
	<p>中てに水い外の線は入に水るがの出は出中てに水</p> <p>の航お路てに航以`航あ路ること。きとす入航は、満ト数総こでこ航はうに第の線か北は一若だ</p> <p>出行い内`お路東B船る外</p>

知高	
高知水路	
四三三三経分三三三(所信桂 分十度十百東十度十緯 号浜)	
色黒は又閃一光色白に秒二毎	の X 点の 灯の 文字
閃一光色白に秒二毎	
停運船のン数総こでこ航は入 止航は出以百トときとす、航 しを、航上トンるがる入船	いなし入舶外船受指港 こと。らて出はの舶け示長 のなは航、船以たをの
	こ変点文く間信号こらて開運船泊すよ出いなけ待避進航 と。わ灯字Xもが。は始航は、中るう航しこと。なればたけ路船 るにののな、いなしを、の停と。なばなてをの

		秒十分十度十百東四五九二三三(所信浦秒航 一四三三三三経秒十分十度十緯 号戸 十)
三毎	個一物象形形方の色黒は又閃一光色赤に秒二毎	個一物象形形いす円き向上の
三毎	閃一光色赤に秒二毎	
数総 千ト ン	るがる入船のン数総こらな こと。でこ航は入未百トと。ば と。きとす、航満トン いなけ 待避進航い外、航上トン	るがる出船のン数総と。なばな こと。でこ航は出未百ト、い なけ待 こられた

個一物象形形鼓の色黒は又閃一光色白び及閃一光色赤に次順に秒

閃一光色白び及閃一光色赤に次順に秒

とす入船入未トはあ送ン数総いなけ待止航は出以トはあ送ン数総となばなてをの出お路は入以トはあ送ン
がる出は出満ン五つ船(千トこと)らなればたしを、航上ン五つ船(千トこと)いなけ待避進航い外、航上ン五つ船(千ト
でこ航、航の)百てに油トンこと。なばなて停運船の)百てに油トンこられたけ路船てに水船の)百てに油

旗方の色赤び及個一物象形形鼓の色黒らか上に縦は又閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎

閃三光色白び及閃三光色赤に次順に秒六毎

いなし入舶外船受指港と
こと。らて出はの舶け示長
のなは航、船以たをのこ

千 葉 航 路 千 葉 航 路 及 び 市 原 航 路	港 名 称 航 路	港 内 特 定 区 域	(備考) 天候の状況等により夜間の信号を昼間 用いる場合がある。 別表第五(第二十條の三關係)	毎六秒に	順次に赤	色光三閃	及び白色	光三閃	指示を	港長の	ことができ	出航す	は、入	満の入	トン未	数五百	総トン	ないこ
				港長の	指示を	受けた	船舶以	外の船	舶は、	入出航	しては	ならな	いこと。					

千 葉 航 路 及 び 市 原 航 路	東 京 東 京 航 路 及 び 東 京 航 路
次に掲げる地点を順次に結んだ線 及び第一号に掲げる地点と第十三 号に掲げる地点とを結んだ線によ り囲まれた海面(航路を除く。) 一 東京湾アクアライン海ほたる 灯(北緯三十五度五十二分五十二 秒東経百三十九度五十二分二十八 秒)から二十八度三十分九千五百 四十メートルの地点 二 千葉灯標信号所から十八度三 十分四十九百十メートルの地点 三 千葉灯標信号所から四十五度 三十分四十二百三十メートルの地 点 四 千葉灯標信号所から六十二度 五千八百八十メートルの地点 五 千葉灯標信号所から六十六度 三十分五千六百六十メートルの地 点	六 千葉灯標信号所から五十三度 三十分三千九百三十メートルの地 点 七 千葉灯標信号所から八十七度 三十分三千五百八十メートルの地 点 八 千葉灯標信号所から百二十六 度三十分三千三百十メートルの地 点 九 千葉灯標信号所から百三十一 度二千五百二十メートルの地点 十 千葉灯標信号所から百六十三 度三十分三千二百七十メートルの 地点 十一 千葉灯標信号所から二百二 十度三十分二千七百九十メートル の地点 十二 東京湾アクアライン海ほた る灯から五十四度九千五百二十メ ートルの地点 十三 東京湾アクアライン海ほた る灯から三十九度七千二百三十メ ートルの地点 第一号から第十三号までに掲げる 地点を順次に結んだ線及び第一号 に掲げる地点と第十三号に掲げる 地点とを結んだ線により囲まれた 海面のうち第十四号に掲げる地点 から第二十四号までに掲げる地点 を順次に結んだ線及び第十四号に 掲げる地点と第二十四号に掲げる 地点とを結んだ線により囲まれた 海面以外の海面(航路を除く。) 一 羽田船舶信号所から百度三十 分千四百三十三メートルの地点 二 羽田船舶信号所から三百十五 度四十七百七十メートルの地点 三 青海信号所から百六十三度三 十七百四十メートルの地点 四 青海信号所から百八十五度二 千五百五十メートルの地点 五 青海信号所から百五十一度千 九百四十メートルの地点 六 青海信号所から百十三度千七 百二十メートルの地点 七 青海信号所から八十六度三十 分二千八百七十メートルの地点

川 崎 航 路	鶴 見 航 路 及 び 横 濱 航 路
第一号から第六十四号までに掲げ る地点を順次に結んだ線及び第一 号に掲げる地点と第六十四号に掲 げる地点とを結んだ線により囲ま れた海面のうち第六十五号に掲げ る地点から第八十五号までに掲げ る地点を順次に結んだ線及び第六 十五号に掲げる地点と第八十五号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面、第八十六号に掲げ る地点から第八十九号までに掲げ る地点を順次に結んだ線及び第八 十六号に掲げる地点と第八十九号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面並びに第九十号に掲 げる地点から第九十三号までに掲 げる地点を順次に結んだ線及び第 九十号に掲げる地点と第九十三号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面以外の海面(航路を 除く。) 一 横浜大黒防波堤西灯台から百 六十二度三十分四十五百六十メ ートルの地点 二 横浜大黒防波堤西灯台から百 七十三度三十分五千九百五十メ ートルの地点 三 横浜大黒防波堤西灯台から百 七十一度三千四百五十メートルの 地点 四 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十七度二千六百メートルの地点 五 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十一度千七百五十メートルの地 点 六 横浜大黒防波堤西灯台から百 九十二度千六百七十メートルの地 点 七 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十八度千三百メートルの地点 八 横浜大黒防波堤西灯台から二 百十五度三十分九百メートルの地 点 九 横浜大黒防波堤西灯台から二 百十五度六百八十メートルの地点 十 横浜大黒防波堤西灯台から二 百二十四度六百八十メートルの地 点	八 十五号地南信号所から二百八 十三度千五百八十メートルの地点 九 十五号地南信号所から三百二 十一度八百十メートルの地点 十 十五号地南信号所から三百十 六度三百九十メートルの地点 十一 十五号地南信号所から二百 五十四度六百八十メートルの地点 十二 十五号地南信号所から百六 十三度二千四百七十メートルの地 点 十三 十五号地南信号所から百四 十二度二千六百六十メートルの地 点 十四 羽田船舶信号所から三百五 十六度二千九百六十メートルの地 点 十五 羽田船舶信号所から三百四 十二度四千七百八十メートルの地 点 十六 青海信号所から百四十八度 三千百八十メートルの地点 十七 青海信号所から百五十二度 三千百六十メートルの地点 十八 青海信号所から百五十五度 二千六百六十メートルの地点 十九 青海信号所から百十度三十 分二千二百五十メートルの地点 二十 青海信号所から九十三度三 千七十七メートルの地点 二十一 十五号地南信号所から二 百四十九度九百九十メートルの地 点 二十二 十五号地南信号所から百 八十七度三十分五千五百八十メ ートルの地点 二十三 十五号地南信号所から百 七十八度三十分三千二百三十メ ートルの地点 二十四 十五号地南信号所から百 八十度四千三百八十メートルの地 点

鶴 見 航 路 及 び 横 濱 航 路
れた海面のうち第六十五号に掲げ る地点から第八十五号までに掲げ る地点を順次に結んだ線及び第六 十五号に掲げる地点と第八十五号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面、第八十六号に掲げ る地点から第八十九号までに掲げ る地点を順次に結んだ線及び第八 十六号に掲げる地点と第八十九号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面並びに第九十号に掲 げる地点から第九十三号までに掲 げる地点を順次に結んだ線及び第 九十号に掲げる地点と第九十三号 に掲げる地点とを結んだ線により 囲まれた海面以外の海面(航路を 除く。) 一 横浜大黒防波堤西灯台から百 六十二度三十分四十五百六十メ ートルの地点 二 横浜大黒防波堤西灯台から百 七十三度三十分五千九百五十メ ートルの地点 三 横浜大黒防波堤西灯台から百 七十一度三千四百五十メートルの 地点 四 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十七度二千六百メートルの地点 五 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十一度千七百五十メートルの地 点 六 横浜大黒防波堤西灯台から百 九十二度千六百七十メートルの地 点 七 横浜大黒防波堤西灯台から百 八十八度千三百メートルの地点 八 横浜大黒防波堤西灯台から二 百十五度三十分九百メートルの地 点 九 横浜大黒防波堤西灯台から二 百十五度六百八十メートルの地点 十 横浜大黒防波堤西灯台から二 百二十四度六百八十メートルの地 点

十一 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十二度三十分九百二十メートルの地点
 十二 横浜大黒防波堤西灯台から二百三十二度九百八十メートルの地点
 十三 横浜大黒防波堤西灯台から二百二十八度千七百七十メートルの地点
 十四 横浜大黒防波堤西灯台から二百五十二度三十分千五百七十メートルの地点
 十五 横浜大黒防波堤西灯台から二百五十六度三十分千四百八十メートルの地点
 十六 横浜大黒防波堤西灯台から二百六十六度千八百六十メートルの地点
 十七 横浜大黒防波堤西灯台から二百七十六度三十分千七百七十メートルの地点
 十八 横浜大黒防波堤西灯台から二百七十八度三十分千八百六十メートルの地点
 十九 横浜大黒防波堤西灯台から二百八十五度三十分千八百二十メートルの地点
 二十 横浜北水堤灯台（北緯三十五度二十七分三十六秒東経百三十九度三十九分三十秒）から二百二十度千四百七十メートルの地点
 二十一 横浜北水堤灯台から二百十九度三十分千五百メートルの地点
 二十二 横浜北水堤灯台から百三十度千四百メートルの地点
 二十三 横浜北水堤灯台から百四十四度千五百四十メートルの地点
 二十四 横浜北水堤灯台から百五十二度千七百七十メートルの地点
 二十五 横浜北水堤灯台から百六十度三十分千二百九十メートルの地点
 二十六 横浜北水堤灯台から百八十度九百三十メートルの地点
 二十七 横浜北水堤灯台から百七十六度五百六十メートルの地点

二十八 横浜北水堤灯台から百八十七度五百五十メートルの地点
 二十九 横浜北水堤灯台から百八十七度九百メートルの地点
 三十 横浜北水堤灯台から百九十一度三十分千九百メートルの地点
 三十一 横浜北水堤灯台から二百四十四度三十分千八百八十メートルの地点
 三十二 横浜北水堤灯台から二百五十一度千十メートルの地点
 三十三 横浜北水堤灯台から二百七十六度三十分千七百八十メートルの地点
 三十四 横浜北水堤灯台から三百一度千六百八十メートルの地点
 三十五 横浜北水堤灯台から三百九度三十分千五百四十メートルの地点
 三十六 横浜北水堤灯台から二百六十四度百十メートルの地点
 三十七 横浜北水堤灯台から八十五度五百メートルの地点
 三十八 横浜北水堤灯台から三度三十分千二百メートルの地点
 三十九 横浜北水堤灯台から三百五十二度千八百八十メートルの地点
 四十 横浜北水堤灯台から三百三十七度千八百十メートルの地点
 四十一 横浜北水堤灯台から三百三十八度千八百九十メートルの地点
 四十二 横浜北水堤灯台から二百二度三十分千九百九十メートルの地点
 四十三 横浜北水堤灯台から四十六度三十分千四百四十メートルの地点
 四十四 横浜北水堤灯台から八十一度三十分千百十メートルの地点
 四十五 横浜北水堤灯台から九十六度三十分千五百九十メートルの地点
 四十六 横浜北水堤灯台から百五十四度三十分千五百二十メートルの地点
 四十七 横浜大黒防波堤西灯台から二百九十七度三十分千七百九十メートルの地点

四十八 横浜大黒防波堤西灯台から三百五度千八百二十メートルの地点
 四十九 横浜大黒防波堤西灯台から二十五度三十分二百メートルの地点
 五十 横浜大黒防波堤西灯台から二百九十四度五十分の地点
 五十一 横浜大黒防波堤西灯台から百三十一度二百メートルの地点
 五十二 横浜大黒防波堤東灯台から二百二十九度三十分六百メートルの地点
 五十三 横浜大黒防波堤東灯台から百三十五度三十分二百三十メートルの地点
 五十四 鶴見信号所から百六十六度三十分二千五百二十メートルの地点
 五十五 鶴見信号所から百八十六度千八百九十メートルの地点
 五十六 鶴見信号所から二百八度三十分千四百四十メートルの地点
 五十七 鶴見信号所から二百六十三度千六十メートルの地点
 五十八 鶴見信号所から三百二十三度六百二十メートルの地点
 五十九 川崎信号所から二百六十四度三十分二千三十メートルの地点
 六十 川崎信号所から三百三度五百九十メートルの地点
 六十一 川崎信号所から二百二度七十メートルの地点
 六十二 川崎信号所から百三十度三十分二百七十メートルの地点
 六十三 川崎東扇島防波堤東灯台から八十度三十分四千五百七十メートルの地点
 六十四 横浜大黒防波堤東灯台から九十九度三十分四メートルの地点
 六十五 横浜大黒防波堤東灯台から三十一度三十分八百七十メートルの地点
 六十六 鶴見信号所から百四十三度六百五十メートルの地点

六十七 鶴見信号所から百七十一度七百メートルの地点
 六十八 鶴見信号所から百九十四度三十分三百六十メートルの地点
 六十九 鶴見信号所から二百八十六度三十分九百九十メートルの地点
 七十 鶴見信号所から二十二度三十分二百五十メートルの地点
 七十一 鶴見信号所から五十一度三十分九百七十メートルの地点
 七十二 鶴見信号所から四十七度千六十メートルの地点
 七十三 鶴見信号所から五十度千三百三十メートルの地点
 七十四 鶴見信号所から五十三度三十分千四百十メートルの地点
 七十五 鶴見信号所から五十九度三十分三千五百九十メートルの地点
 七十六 鶴見信号所から六十度三千六百四十メートルの地点
 七十七 川崎信号所から二百五十四度三十分千四百メートルの地点
 七十八 川崎信号所から二百三十五度三十分五百五十メートルの地点
 七十九 川崎信号所から百六十八度四百六十メートルの地点
 八十 川崎東扇島防波堤東灯台から十度三十分八百五十メートルの地点
 八十一 川崎東扇島防波堤東灯台から百三十三度三十分六十メートルの地点
 八十二 横浜大黒防波堤東灯台から五十六度三千七百二十メートルの地点
 八十三 横浜大黒防波堤東灯台から六十二度三十分三千五百六十メートルの地点
 八十四 横浜大黒防波堤東灯台から六十五度三千メートルの地点
 八十五 横浜大黒防波堤東灯台から五十五度三千七百七十メートルの地点

屋古名	
路航北び及路航西、東	路航東
<p>一 名古屋北信号所から百五度三十分六百七十メートルの地点</p> <p>二 名古屋北信号所から百五十七度千六百四十メートルの地点</p> <p>三 名古屋北信号所から百九十九度三十分二千二百メートルの地点</p> <p>四 名古屋北信号所から二百五度二千六百六十メートルの地点</p> <p>五 金城信号所から三十一度三千五百メートルの地点</p> <p>六 金城信号所から三十四度三千六百三十メートルの地点</p> <p>七 金城信号所から四十四度二千三百七十メートルの地点</p>	<p>八十六 川崎東扇島防波堤東灯台から百九十三度三十分千二百八十メートルの地点</p> <p>八十七 川崎東扇島防波堤東灯台から百五十九度七十六メートルの地点</p> <p>八十八 川崎東扇島防波堤東灯台から百五十七度九百三十三メートルの地点</p> <p>八十九 川崎東扇島防波堤東灯台から百八十八度三十分千四百メートルの地点</p> <p>九十 横浜大黒防波堤東灯台から六十九度九百九十メートルの地点</p> <p>九十一 横浜大黒防波堤東灯台から五十七度三十分九百三十三メートルの地点</p> <p>九十二 横浜大黒防波堤東灯台から五十四度千四百二十メートルの地点</p> <p>九十三 横浜大黒防波堤東灯台から六十一度千四百七十メートルの地点</p>

<p>八 金城信号所から四十八度三十分二千三百メートルの地点</p> <p>九 金城信号所から五十九度二千九百メートルの地点</p> <p>十 金城信号所から五十四度三千四百七十メートルの地点</p> <p>十一 金城信号所から五十八度三千七百メートルの地点</p> <p>十二 金城信号所から六十五度三千二百七十メートルの地点</p> <p>十三 金城信号所から七十度三千三百二十メートルの地点</p> <p>十四 金城信号所から六十七度二千二百二十メートルの地点</p> <p>十五 金城信号所から百六十七度二千六十メートルの地点</p> <p>十六 金城信号所から百六十六度三十分二千三百二十メートルの地点</p> <p>十七 金城信号所から百七十九度二千六百九十メートルの地点</p> <p>十八 高潮防波堤東信号所から七十一度二千二百メートルの地点</p> <p>十九 高潮防波堤東信号所から八十九度三十分三千三百メートルの地点</p> <p>二十 高潮防波堤東信号所から八十七度二千七百七十メートルの地点</p> <p>二十一 高潮防波堤東信号所から八十四度二千三百八十メートルの地点</p> <p>二十二 高潮防波堤東信号所から百二十六度三十分千九百九十メートルの地点</p> <p>二十三 高潮防波堤東信号所から百二十四度三十分六百六十メートルの地点</p> <p>二十四 高潮防波堤東信号所から百三十八度六百八十メートルの地点</p> <p>二十五 高潮防波堤東信号所から百三十二度三十分千七百二十メートルの地点</p> <p>二十六 高潮防波堤東信号所から百四十八度三十分千九百五十メートルの地点</p>	<p>二十七 高潮防波堤東信号所から百六十度三十分千八百四十メートルの地点</p> <p>二十八 高潮防波堤東信号所から百六十七度二千四百七十メートルの地点</p> <p>二十九 高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分二千四百十メートルの地点</p> <p>三十 高潮防波堤東信号所から百七十九度三十分三千六十メートルの地点</p> <p>三十一 高潮防波堤東信号所から百八十八度三千九百九十メートルの地点</p> <p>三十二 高潮防波堤東信号所から百八十四度三千六百六十メートルの地点</p> <p>三十三 伊勢湾灯標</p> <p>三十四 伊勢湾灯標から三百五十三度三十分九百八十メートルの地点</p> <p>三十五 前号に掲げる地点から三百三十一度三十分四千五百二十メートルの地点</p> <p>三十六 前号に掲げる地点から三十八度三千七百三十メートルの地点</p> <p>三十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百九十九度四百三十メートルの地点</p> <p>三十八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十五度三十分四百三十三メートルの地点</p> <p>三十九 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百十二度三十分八百二十メートルの地点</p> <p>四十 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十八度千四百十メートルの地点</p> <p>四十一 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十三度三十分千五百八十二メートルの地点</p> <p>四十二 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百四十九度二千三百十メートルの地点</p> <p>四十三 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三百五十九度二千五百メートルの地点</p>
--	---

<p>四十四 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度二千三百メートルの地点</p> <p>四十五 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度三千八百四十メートルの地点</p> <p>四十六 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から九度三千八百八十メートルの地点</p> <p>四十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十度三十分二千メートルの地点</p> <p>四十八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十一度三十分千九百メートルの地点</p> <p>四十九 金城信号所から二百二十八度九百四十メートルの地点</p> <p>五十 金城信号所から二百二十八度三十分七百五十メートルの地点</p> <p>五十一 金城信号所から三百二十三度三十分二千七百七十メートルの地点</p> <p>五十二 金城信号所から三百三十六度三十分千九百九十メートルの地点</p> <p>五十三 金城信号所から二百十度三十分二百三十メートルの地点</p> <p>五十四 金城信号所から百六十七度三十分二百十メートルの地点</p> <p>五十五 金城信号所から三十四度千八十メートルの地点</p> <p>五十六 金城信号所から二十三度三十分二千九百九十メートルの地点</p> <p>五十七 金城信号所から二十五度二千七百七十メートルの地点</p> <p>五十八 金城信号所から二十一度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>五十九 名古屋北信号所から二百四十四度三十分七百九十メートルの地点</p> <p>六十 名古屋北信号所から二百五十九度三十分三百四十メートルの地点</p> <p>六十一 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から六十三度二千二百メートルの地点</p>	<p>四十四 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度二千三百メートルの地点</p> <p>四十五 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から一度三千八百四十メートルの地点</p> <p>四十六 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から九度三千八百八十メートルの地点</p> <p>四十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十度三十分二千メートルの地点</p> <p>四十八 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から三十一度三十分千九百メートルの地点</p> <p>四十九 金城信号所から二百二十八度九百四十メートルの地点</p> <p>五十 金城信号所から二百二十八度三十分七百五十メートルの地点</p> <p>五十一 金城信号所から三百二十三度三十分二千七百七十メートルの地点</p> <p>五十二 金城信号所から三百三十六度三十分千九百九十メートルの地点</p> <p>五十三 金城信号所から二百十度三十分二百三十メートルの地点</p> <p>五十四 金城信号所から百六十七度三十分二百十メートルの地点</p> <p>五十五 金城信号所から三十四度千八十メートルの地点</p> <p>五十六 金城信号所から二十三度三十分二千九百九十メートルの地点</p> <p>五十七 金城信号所から二十五度二千七百七十メートルの地点</p> <p>五十八 金城信号所から二十一度三十分三千七百メートルの地点</p> <p>五十九 名古屋北信号所から二百四十四度三十分七百九十メートルの地点</p> <p>六十 名古屋北信号所から二百五十九度三十分三百四十メートルの地点</p> <p>六十一 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から六十三度二千二百メートルの地点</p>
--	--

神 阪	
路 航 堺 び 及 路 航 寺 浜	
六十二 高潮防波堤東信号所から三十八度三十分四十七メートルの地点	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第二十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（浜寺航路及び堺航路を除く。）
六十三 高潮防波堤東信号所から二百四度三十分二十七メートルの地点	一 堺浜寺北防波堤灯台（北緯三十四度三十三分二十九秒東経百三十五度二十四分三十四秒）から百八十四度三十分三十分メートルの地点
六十四 高潮防波堤東信号所から二百二十二度九百四十分メートルの地点	二 大阪灯台（北緯三十四度三十八分三十七秒東経百三十五度二十二分四十五秒）から二百三十二度三十分一万千六百五十分メートルの地点
六十五 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百十八度九百十メートルの地点	三 大阪灯台から二百二十度一万五千五百五十分メートルの地点
六十六 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十九度百メートルの地点	四 大阪灯台から二百二十六度五千六百二十メートルの地点
六十七 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から五十六度三十分千六百十メートルの地点	五 大阪灯台から二百三十三度三十分五千五百二十メートルの地点
	六 大阪灯台から二百三十二度四千八百五十分メートルの地点
	七 大阪灯台から二百二十三度四千六百七十分メートルの地点
	八 大阪南港南防波堤灯台から三百三十分六十分メートルの地点
	九 大阪南港南防波堤灯台から九十二度三十分六十分メートルの地点

十九度千八百八十メートルの地点	十一 大阪南港南防波堤灯台から百十四度千六百六十メートルの地点
十二 大阪南港南防波堤灯台から二百二十二度三十分五百八十メートルの地点	十三 大阪南港南防波堤灯台から三百三十分百メートルの地点
十四 堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五度三十三分十七秒）から三百五十七度三十分三百七十分メートルの地点	十四 堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三十四度三十六分十八秒東経百三十五度三十三分十七秒）から三百五十七度三十分三百七十分メートルの地点
十五 堺泉北大和川南防波堤北灯台から五十二度五百九十メートルの地点	十五 堺泉北大和川南防波堤北灯台から五十二度五百九十メートルの地点
十六 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十一度三十分三千七百二十メートルの地点	十六 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十一度三十分三千七百二十メートルの地点
十七 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十二度三十分五千六百六十メートルの地点	十七 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十二度三十分五千六百六十メートルの地点
十八 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十五度五千三百七十分メートルの地点	十八 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十五度五千三百七十分メートルの地点
十九 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十五度三十分三千七百五十分メートルの地点	十九 堺泉北大和川南防波堤北灯台から百一十五度三十分三千七百五十分メートルの地点
二十 堺泉北大和川南防波堤北灯台から九十一度三十分六百四十メートルの地点	二十 堺泉北大和川南防波堤北灯台から九十一度三十分六百四十メートルの地点
二十一 堺泉北大和川南防波堤北灯台から七十五度三十分二百九十分メートルの地点	二十一 堺泉北大和川南防波堤北灯台から七十五度三十分二百九十分メートルの地点
二十二 堺泉北大和川南防波堤北灯台から三百四十八度七十メートルの地点	二十二 堺泉北大和川南防波堤北灯台から三百四十八度七十メートルの地点
二十三 堺浜寺北防波堤灯台から二百六十九度三十分千八百十メートルの地点	二十三 堺浜寺北防波堤灯台から二百六十九度三十分千八百十メートルの地点
二十四 堺浜寺北防波堤灯台から二百二十四度三十分三十分メートルの地点	二十四 堺浜寺北防波堤灯台から二百二十四度三十分三十分メートルの地点

門 関	路 航 中 戸 神
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。）	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（航路を除く。）
一 部埼灯台から五十六度三十分百六十メートルの地点	一 神戸第七防波堤西灯台（北緯三十四度四十分八秒東経百三十五度三十五度十五分十四秒）から三百二十七度三十分八百三十メートルの地点
二 部埼灯台から三百四十七度四百メートルの地点	二 神戸第七防波堤西灯台から百五十度三十分三十分三十分メートルの地点
三 部埼灯台から三百六度千六百メートルの地点	三 大阪灯台から二百五十六度六千六百メートルの地点
四 部埼灯台から三百八度千七百二十メートルの地点	四 平磯灯標（北緯三十四度三十七分十八秒東経百三十五度三十分五十五秒）から九十七度一万二千二百三十分メートルの地点
五 部埼灯台から三百二度二千三百五十分メートルの地点	五 平磯灯標から九十二度九千四百三十分メートルの地点
六 門司埼灯台から八十九度二千六百三十分メートルの地点	六 神戸第七防波堤西灯台から百七十三度三千七百八十メートルの地点
七 門司埼灯台から百一度三十分千八百八十メートルの地点	七 神戸第七防波堤西灯台から百五十九度三十分三十分九十分メートルの地点
	八 神戸第七防波堤西灯台から二百九十六度三十分九百七十メートルの地点
	九 門司船船通航信号所から四十五度九百三十分メートルの地点
	十 門司船船通航信号所から二百四十七度二百三十分メートルの地点
	十一 門司船船通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
	十二 門司船船通航信号所から二百五十八度三十分千八百八十メートルの地点
	十三 門司船船通航信号所から二百三十三度三十分三十分三十分メートルの地点
	十四 門司船船通航信号所から二百八十八度三十分三十分三十分メートルの地点
	十五 門司船船通航信号所から二百九十一度三千九百九十メートルの地点
	十六 門司船船通航信号所から二百八十八度三千三百五十分メートルの地点

八 門司埼灯台から九十一度七百三十メートルの地点	八 門司船船通航信号所から四十五度九百三十分メートルの地点
九 門司埼灯台から六十八度百九十メートルの地点	十 門司船船通航信号所から二百四十七度二百三十分メートルの地点
十 門司埼灯台	十一 門司船船通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
十一 門司埼灯台から二百十六度二百十メートルの地点	十二 門司船船通航信号所から二百五十八度三十分千八百八十メートルの地点
十二 門司埼灯台から二百一十一度三十分三百五十分メートルの地点	十三 門司船船通航信号所から二百三十三度三十分三十分三十分メートルの地点
十三 門司埼灯台から百九十七度七百十メートルの地点	十四 門司船船通航信号所から二百八十八度三十分三十分三十分メートルの地点
十四 門司埼灯台から百八十七度千四百七十メートルの地点	十五 門司船船通航信号所から二百九十一度三千九百九十メートルの地点
十五 門司埼灯台から二百四度二千二百九十メートルの地点	十六 門司船船通航信号所から二百八十八度三千三百五十分メートルの地点
十六 門司埼灯台から二百二度二千三百五十分メートルの地点	
十七 門司埼灯台から二百十三度三千二百二十メートルの地点	
十八 門司船船通航信号所から四十五度九百三十分メートルの地点	
十九 門司船船通航信号所から四十五度九百三十分メートルの地点	
二十 門司船船通航信号所から二百四十七度二百三十分メートルの地点	
二十一 門司船船通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点	
二十二 門司船船通航信号所から二百五十八度三十分千八百八十メートルの地点	
二十三 門司船船通航信号所から二百三十三度三十分三十分三十分メートルの地点	
二十四 門司船船通航信号所から二百八十八度三十分三十分三十分メートルの地点	
二十五 門司船船通航信号所から二百九十一度三千九百九十メートルの地点	
二十六 門司船船通航信号所から二百八十八度三千三百五十分メートルの地点	

二十七 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十五度三十分二千七百七十メートルの地点
 二十八 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十四度二千七百七十メートルの地点
 二十九 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十四度二千五百七十メートルの地点
 三十 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十八度二千六百七十メートルの地点
 三十一 若松洞海湾口防波堤灯台から二百六十四度二千六百四十メートルの地点
 三十二 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十八度三十分二千二百メートルの地点
 三十三 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十七度二千八百八十メートルの地点
 三十四 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十五度千六百メートルの地点
 三十五 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十二度千八百八十メートルの地点
 三十六 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十三度千五百九十メートルの地点
 三十七 若松洞海湾口防波堤灯台から二百三十一度百メートルの地点
 三十八 若松洞海湾口防波堤灯台から三百四十九度六十メートルの地点
 三十九 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十四度三十分五百メートルの地点
 四十 若松洞海湾口防波堤灯台から三百一度千九百七十メートルの地点
 四十一 若松洞海湾口防波堤灯台から二百九十六度二千二百メートルの地点
 四十二 若松洞海湾口防波堤灯台から二百七十七度三千二百六十メートルの地点

四十三 若松洞海湾口防波堤灯台から二百八十六度三十分三千六百十メートルの地点
 四十四 若松洞海湾口防波堤灯台から三百五十五度二千七百二十メートルの地点
 四十五 和合良島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点
 四十六 和合良島頂から二百五十七度百五十メートルの地点
 四十七 若松洞海湾口防波堤灯台から十三度二千七百七十メートルの地点
 四十八 若松洞海湾口防波堤灯台から二十度三十分二千九百九十メートルの地点
 四十九 六連島ウドノ鼻から二百二十三度四百八十メートルの地点
 五十 六連島灯台から百九十六度三十分千三百四十メートルの地点
 五十一 六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点
 五十二 六連島灯台から七十三度百六十メートルの地点
 五十三 六連島灯台から三十三度三十分引いた線と関門港の境界線とが交わる地点
 五十四 六連島灯台から三十七度三十分引いた線と関門港の境界線とが交わる地点
 五十五 六連島灯台から七十六度千七百メートルの地点
 五十六 次号に掲げる地点から四十二度四千三百七十メートルの地点
 五十七 竹ノ子島台場鼻から三百十度三百七十メートルの地点
 五十八 若松洞海湾口防波堤灯台から六十八度千九百十メートルの地点
 五十九 若松洞海湾口防波堤灯台から八十九度二千七百二十メートルの地点
 六十 門司船舶通航信号所から三百二十三度二千九百三十メートルの地点

六十一 門司船舶通航信号所から三百二十度二千四百八十メートルの地点
 六十二 門司船舶通航信号所から三百三十三度三十分千六百二十メートルの地点
 六十三 門司船舶通航信号所から三百四十三度千六百メートルの地点
 六十四 門司船舶通航信号所から三百五十三度千七百メートルの地点
 六十五 門司船舶通航信号所から七度三十分千六百八十メートルの地点
 六十六 門司船舶通航信号所から十三度三十分千八百九十メートルの地点
 六十七 門司埼灯台から二百二十二度四千二百二十メートルの地点
 六十八 門司埼灯台から二百二十八度三十分三千九百八十メートルの地点
 六十九 門司埼灯台から二百四十四度千四百十メートルの地点
 七十 門司埼灯台から二百三十八度三千二百五十メートルの地点
 七十一 門司埼灯台から二百三十三度二千八百四十メートルの地点
 七十二 門司埼灯台から二百三十九度二千三百六十メートルの地点
 七十三 門司埼灯台から二百四十四度二千メートルの地点
 七十四 門司埼灯台から二百五十七度九百メートルの地点
 七十五 門司埼灯台から三百二十五度五百七十メートルの地点
 七十六 門司埼灯台から三十度千八百メートルの地点
 七十七 部埼灯台から三百二十四度三十分四千五百メートルの地点
 七十八 部埼灯台から三百三十八度四千二百メートルの地点
 七十九 部埼灯台から三百四十度三千八百七十メートルの地点
 八十 部埼灯台から三百四十三度四千三百メートルの地点

別表第六(第二十条の六関係)	八十一 次号に掲げる地点から三百三十九度三千五百メートルの地点 八十二 部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点
----------------	--

港の名称	区域
東京	JERA扇島LNGバース灯(北緯三十五度二十八分十五秒東経百三十九度四十四分二十秒)を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ五十四度及び百六十八度に引いた線以东の部分、東京ガス扇島LNGバース灯(北緯三十五度二十七分四十三秒東経百三十九度四十三分八秒)を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同灯からそれぞれ百三十五度三十分及び百八十三度に引いた線以南の部分、横浜大黒防波堤西灯台から百九十四度四千二百四十メートルの地点を中心とする半径三千七百メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ五十八度及び九十六度に引いた線以东の部分、第一号及び第二号に掲げる地点を結んだ線、第三号及び第四号に掲げる地点を結んだ線、第五号及び第六号に掲げる地点を結んだ線、第七号から第九号までに掲げる地点を順次に結んだ線、第十号から第十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
横浜	一 横浜大黒防波堤西灯台から百四十九度三十分五千二百二十メートルの地点 二 横浜大黒防波堤西灯台から百七十八度三十分四千四百九十メートルの地点 三 横浜大黒防波堤西灯台から百九十一度四千四百四十メートルの地点 四 横浜大黒防波堤西灯台から百九十七度三十分四千二百二十メートルの地点 五 横浜大黒防波堤西灯台から二百十八度三十分九百七十メートルの地点 六 横浜大黒防波堤西灯台から四十度二百六十メートルの地点

- | | |
|----|--|
| 七 | 横浜大黒防波堤東灯台から二百四十七度三十分六百五十九メートルの地点 |
| 八 | 横浜大黒防波堤東灯台 |
| 九 | 川崎扇島南西端(北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度四十二分四十六秒) |
| 十 | 川崎扇島南東端(北緯三十五度二十八分三十七秒東経百三十九度四十四分三十一秒) |
| 十一 | 川崎東扇島防波堤西灯台(北緯三十五度二十八分五十一秒東経百三十九度四十五分三秒) |
| 十二 | 川崎東扇島防波堤東灯台から二百四十四度千二百二十メートルの地点 |